独立行政法人農林漁業信用基金の
平成２５年度に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：Ａ

１　評価に至った理由

法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、中項目でＢ評価が２つ、小項目でＢ評価が２つとした。その上で行った総合評価の結果は、各項目を指数化して評価する評価基準に従い、また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年３月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）」及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について（平成26年５月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）」等を踏まえ、全体として順調に業務が実施されたと判断し、総合評価はＡ評価とした。

なお、本年度において、Ｓ評価、Ｃ評価及びＤ評価とした項目はなかった。

２　業務運営に対する主な意見等

〔１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕

①　事業の効率化については、引受審査に係る基金協会との事前協議や部分保証の実施等の事業費削減に向けた取組が着実に行われ、全勘定を合算した事業費総額では、平成24年度予算比△47.9%と、十分な削減が行われている。

②　信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入（農業信用保証保険業務）については、農業者個々の信用リスクに応じた段階別保証・保険料率の第３期中期目標期間内の速やかな導入に向け、課題や手法等についての検討が実施されている。

③　業務運営体制の効率化については、階層別に行う専門的な知識の習得のための研修や全役職員を対象としたコンプライアンス研修等、各種研修に取り組まれているものの、人材育成の観点から勘定間の人事異動について、一層の取組に期待する。

④　経費支出の抑制については、担当理事が参加する定例会において、予算の執行状況等の説明を行うとともに、効率的な予算執行等について、25年度の取組目標を職員掲示板に掲示し、職員へ周知を行っている。また、一般管理費は平成24年度予算比△42.5%と、十分な削減が行われている。

⑤　人件費の抑制については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）に基づく、国家公務員の給与削減と同様の取組を24年４月１日から実施しており、また、国の給与改正に準じ、55歳以上の職員について、26年１月から昇給を抑制する取組を実施したことにより、25年度のラスパイレス指数（地域別・学歴別）は97.0と、十分な取組が行われている。

なお、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等は、「役職員の報酬・給与等について」としてホームページで公表されている。

⑥　業務実施体制の強化については、無通告の内部監査を実施するとともに、内部監査の改善指摘事項のフォローアップの進捗管理が適切に実施されている。

また、外部有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス・マニュアルの改正等を行うとともに、コンプライアンス・プログラムに基づく研修等が実施されている。

さらに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指し、目標管理を取り入れた人事評価を行い、業績及び勤務成績等を給与・退職金等へ反映させている。

⑦　情報セキュリティに配慮した取組の実施による業務運営の効率化及び情報セキュリティ対策の向上について、前年度の情報セキュリティ対策の実施状況の点検を４月に実施しているものの、情報化推進委員会における点検結果の報告は12月となっており、情報セキュリティ対策に関する取組の迅速化を期待する。

⑧　調達方式の適正化については、25年度に締結した契約は全て一般競争入札等となっており、

競争性のない随意契約はないものの、契約12件中５件が一者応札となっている。今後も一者応札・応募の解消に向けた取組に期待する。

〔２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕

利用者の利便性向上のための事務処理の迅速化については、標準処理期間内での事務処理を85%以上とする年度計画は達成されている。また、ホームページ等による情報の提供・開示の充実に取り組んでいるほか、利用者アンケート調査等による意見の収集を実施し、業務運営に反映している。

〔３　財務内容の改善に関する事項〕

①　適切な保険料率･保証料率の設定等については、26年１月及び３月に料率算定委員会が開催され、保証・保険料率の水準の分析･検討などが実施されている。

②　引受審査の厳格化等については、大口案件に係る基金協会との事前協議を徹底するとともに、部分保証の実施等によるモラルハザード防止策が実施されている。

③　求償権の管理･回収の強化等については、求償権の管理の徹底や回収の働きかけを実施したことにより、各業務とも計画を達成した。

また、林業信用保証業務におけるサービサーの利用に当たっては、23、24年度の実績から費用対効果の検証を行い、回収を委託する求償権の基準を明確にした。

④　代位弁済率・事故率の低減については、引受審査の厳格化等により、中期計画に定める目標を達成した。

⑤　基金協会及び共済団体等に対する貸付金の回収については、的確な審査及び確実な回収取組により全額回収されている。

⑥　宿舎の廃止に関する計画の策定及び同計画の履行については、25年６月に職員宿舎廃止に係る実施計画を制定し、宿舎使用者に対し28年３月末までに退去するよう要請した。同実施計画の着実な履行を期待する。

〔４　その他業務運営に関する重要事項〕

長期借入金については、25年６月に既存の長期借入金の償還及び借換を行ったところであり、入札に当たっては、借入金利に加えて借入金額も対象とした「コンベンショナル方式」により極力有利な条件での借入を図った。

〔５　予算（人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画〕

①　経費節減の取組について、事業費は上記〔１〕の①のとおりであり、一般管理費は、上記〔１〕の④のとおりであった。

②　予算、収支計画及び資金計画の執行管理状況（実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）について、当期損益は、法人全体で17億82百万円の当期総利益を計上し、25年度末の利益剰余金は157億66百万円となった。

当期利益･損失を勘定ごとにみると、

ア　農業信用保険勘定は、支払保険金が減少基調で推移していること等により、業務収支は約20億円の黒字となったものの、責任準備金の見積り方法の変更による同準備金繰入を41億44百万円計上したこと等により、19億51百万円の当期純損失を計上。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

イ　林業信用保証勘定は、保証残高の減少により保証債務損失引当金の戻入が発生したこと等により、17億77百万円の当期総利益を計上。結果、繰越欠損金は解消され、利益剰余金14億11百万円を計上。

ウ　漁業信用保険勘定は、求償債務者からの回収金の増加等により、業務収支は約９億円の黒字となったものの、責任準備金の見積り方法の変更による同準備金繰入を12億69百万円計上したこと等により、１億46百万円の当期純損失を計上。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

エ　農業災害補償関係勘定は、退職給付引当金が戻入となったこと及び一般管理費の減少等

により、５百万円の当期総利益を計上。

オ　漁業災害補償関係勘定は、貸付金利息収入の減少等により、４百万円の当期純損失を計上。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

〔６　短期借入金の限度額〕

農業災害補償関係勘定において、限度額の範囲内での借入が行われている（漁業災害補償関係勘定は実績なし）。

〔７　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画〕

農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額123億83百万円について、期日（25年12月）までに国庫納付（25年10月７日）が行われた。

〔８　剰余金の使途〕

目的積立金を積み立てていないため実績はないものの、他の資金（一般経費）により研修等を行った。

〔９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項について〕

①　職員に対する研修や金融機関経験者の登用及び再雇用制度により、専門性の高い人材の確保を図るとともに、適材適所の人事管理が実施されている。

②　積立金の処分について、農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上されている前中期目標期間繰越積立金は、各勘定の当期純損失の補てんに充てられた。

なお、農業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、同勘定が当期純利益５百万円を計上したことから積立金の処分は行われていない。

評　価　項　目　（　大　項　目　）	評価
第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第３　財務内容の改善に関する事項	A
第４　その他業務運営に関する重要事項	A
第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
第６　短期借入金の限度額	A
第７　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A
第８　剰余金の使途	A
第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評　価　項　目　（　評　価　単　位　）	評価
第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
１　事業の効率化	A
２　信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入（農業信用保険業務）	A
３　業務運営体制の効率化	B
４　経費支出の抑制	A
５　人件費の抑制	A
６　業務実施体制の強化	A
７　評価・分析の実施及びその結果の業務運営への反映	A
８　情報セキュリティに配慮した取組の実施による業務運営の効率化及び情報セキュリティ対策の向上	B
９　業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備	A
10　調達方式の適正化	A
第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
１　事務処理の迅速化	A
２　情報の提供・開示	A
３　意見の収集	A
第３　財務内容の改善に関する事項	
１　適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A
２　引受審査の厳格化等	A
３　モラルハザード対策	A
４　求償権の管理・回収の強化等	A
５　代位弁済率・事故率の低減	A
６　基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収	A
７　宿舎の廃止に関する計画の策定及び同計画の履行	A
第４　その他業務運営に関する重要事項	
長期借入金について極力有利な条件での借入れ	A
第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
１　経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	A
２　予算、収支計画及び資金計画の執行管理状況（実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）	A
第６　短期借入金の限度額	
中期計画に定めた限度額の範囲内で借入	A
第７　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）の平成25年12月までの国庫納付	A
第８　剰余金の使途	
中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果	A
第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
１　人員に関する指標	A
２　人材の確保及び養成	A
３　積立金の処分に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第１－１ 事業の効率化	○１　事業の効率化 【評価結果】 指標の総数：７ 評価Ｓの指標数：　０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：　７×２点＝１４点 評価Ｂの指標数：　０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：　０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：　０×-1点＝　０点 合　　計　　１４点 （１４/１４＝１００％）	A
【中期計画】 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については､その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成24年度比で５％以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 【年度計画】 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 ・農業・漁業の信用基金協会(以下「基金協会」という。)との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減 ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制 ・サービサーの活用等による求償権回収については、費用対効果を検証し、求償権回収事業委託費を効率的に支出	◇(1) 事業費の削減度合 〔平成25年度～28年度までの指標〕 平成25年度＝5%×1/5 平成26年度＝5%×2/5 平成27年度＝5%×3/5 平成28年度＝5%×4/5 Ａ：達成度合が90%以上であった Ｂ：達成度合が50%以上90%未満であった Ｃ：達成度合が50%未満であった 〔平成29年度の指標〕 平成29年度＝5%×5/5 （平成29年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Ａが100%以上、Ｂが70%以上100%未満、Ｃが70%未満とする。） 【事業報告】 □　事業費総額（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）は82億52百万円であり、24年度予算対比で47.9%の削減（削減目標１%）となった（24年度決算対比では7.1%の削減となった）。 また、保険金、代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの（下記（注））を除いた事業費総額は79億22百万円であり、24年度予算対比で49.9%の削減となった（24年度決算対比では10.8%の削減となった）。	A

（単位：百万円）

区　　分	24年度予算(A)	25年度決算(B)	うち東日本大震災分除く	うち東日本大震災分(注)	増減率 (B-A)/A	除く東日本大震災分	(参考) 24年度決算(C)	増減率 (B-C)/C	除く東日本大震災分
事業費総額	15,823	8,252	7,922	330	△ 47.9%	△ 49.9%	8,885	△ 7.1%	△ 10.8%
うち保険金(農業)	10,437	5,131	5,077	54	△ 50.8%	△ 51.4%	4,628	10.9%	9.7%
(漁業)	2,689	1,639	1,639	-	△ 39.1%	△ 39.1%	1,850	△ 11.4%	△ 11.4%
代位弁済費(林業)	2,602	1,425	1,150	275	△ 45.2%	△ 55.8%	2,344	△ 39.2%	△ 50.9%
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	-	0.0%	-	28	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	45	14	14	-	△ 69.3%	-	13	4.4%	4.4%
回収奨励金(漁業)	22	14	14	-	△ 34.3%	-	22	△ 34.2%	△ 34.2%

（注）東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の保険金・代位弁済費をいう。

【中期計画】 (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第３　財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 【年度計画】	◇(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　引受審査の厳格化 ・　大口保険引受対象案件（注１）（320件（条件変更含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度	A

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第３　財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。	357件)。このうち、大口保険引受に係る基金協会との対面での協議は、22件であった（24年度12件)。 ・　事前協議については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件事前協議320件（条件変更含む）のうち、取り下げは11件であった（24年度15件)。 □　モラルハザード対策の実施 ・　モラルハザード対策として、農業経営負担軽減支援資金、畜特資金等について部分保証を導入しており、25年度は168件（24年度は354件）となっている。 ・　大口保険引受対象案件事前協議279件(条件変更除く)のうち部分保証の対象となる(新)大家畜特別支援資金４件、畜産経営改善緊急支援資金20件、農業経営負担軽減支援資金１件について、部分保証が的確に実施されていることを確認した（24年度は、(旧)大家畜特別支援資金54件、(旧)養豚特別支援資金２件、農業経営負担軽減支援資金３件)。なお、24年度は、(旧)大家畜特別支援資金及び(旧)養豚特別支援資金の貸付期間の最終年度であり、借換対象資金の残高借換えがあったため、当該資金の大口保険引受対象案件事前協議の件数が例年に比べ多くなっている（当該資金は、毎年の約定償還金の借換資金を融通するものであるが、貸付期間の最終年度に限り、残高一括借換えが認められている。)。 □　大口保険金請求対象案件（注３）の事前協議 ・　大口保険金請求対象案件（23件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度21件)。このうち、基金協会との対面での協議は、３件であった（24年度５件)。 ・　事前協議においては、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行っている。 （注１）大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。 既に大口保険被保証者（注２）である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。 （注２）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。 保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）の合計額が１億円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。 （注３）大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。 保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。	
	◇(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　引受審査の厳格化 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近３年分、継続利用の者は直近５年分、更に必要に応じて試算表徴求）を詳細に分析するとともに信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価している。 さらに、定性要因として、林業・木材産業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・融資機関の融資姿勢などの要因の分析を厳格に行っている。 これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った（全体の審査件数1,800件、うち審査協議件数466件。この結果、保証審査による減額等93件（20.0%)25年度実績)。 □　部分保証の実施 25年度は、保証引受1,380件のうち、315件について部分保証を実施した(24年度の保証引受1,359件のうち、部分保証277件)。 □　適切な期中管理 既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導（現地調査等24件（24年度55件))、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議やバンクミーティングへの出席、金融機関協調支援の場合には信用基金も含めた態勢とするなど経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を引き続き行っている。	A
	◇(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）	A

	Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　引受審査の厳格化 ・　大口保険引受対象案件（注１）（81件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度58件）。このうち、大口保険引受に係る基金協会との対面での協議は、15件であった。 ・　事前協議については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件81件のうち、保証条件が変更された案件は、２件であった。 □　モラルハザード対策の実施 モラルハザード対策として、大口保険引受対象案件（81件）の事前協議及び特別出資制度等を行っている。 □　大口保険金請求対象案件（注２）の事前協議 ・　大口保険金請求対象案件（48件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（24年度33件）。 ・　事前協議においては、記載事項の検証や代位弁済の妥当性や回収見込み等について審査を行っている。 （注１）大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。 ア　保証の額が次の額を超えるもの ①　遠洋かつお・まぐろ漁業　２億円 ②　その他漁業　１億円 ③　水産業協同組合　３億円 ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の２分の１ イ　保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの ①　遠洋かつお・まぐろ漁業　６億円 ②　その他漁業　３億円 ③　水産業協同組合　６億円 （注２）大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。 ア　代位弁済額が５千万円以上であるもの イ　基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの	
【中期計画】 (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 【年度計画】 (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。	◇(5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 （農業災害補償関係業務） □　25年４月19日に農林水産省が主催した都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議及び連合会等全国参事会議等において、本取組の趣旨を説明した。 □　農業共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、民間金融機関からの融資も検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由についての調書を徴求することとし、25年10月９日に（公社）全国農業共済協会が主催した全国連合会等参事会議において説明･周知を行うとともに、貸付取扱要領に当該調書を様式として追加した。 （漁業災害補償関係業務） □　25年４月23日に全国漁業共済組合連合会が主催した平成25年度漁業共済全国会議において、本取組の趣旨を説明した。 □　漁業共済団体が信用基金に借入申込みを行う際、民間金融機関からの融資も検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由についての調書を徴求することとし、25年10月23日に全国漁業共済組合連合会が主催した漁業共済専務・参事・副所長等全国会議において説明・周知を行うとともに、貸付取扱要領に当該調書を様式として追加した。	A
【中期計画】 (4) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。 【年度計画】 (4) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、5.8億円を政府出資により調達し、長期借	◇(6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施（貸付枠の縮減及び寄託原資の調達方式の段階的移行） Ａ：実施した Ｂ：一部実施できなかった Ｃ：実施できなかった 【事業報告】 □　日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資の調達は、20年度から民間からの長期借入金方式から政府の出資方式へ段階的に移行してきており、21年度から長期借入金は既存借入金の借換分のみに限定し、全額政府出資方式へ移行した。	A

入金を抑制する。

□　25年度においても引き続き、寄託原資５億80百万円(24年度８億80百万円)について全額を政府出資金で調達、同額を寄託しており、また、民間からの長期借入金（既存借入金の借換分）として、７億61百万円を措置した。

□　民間からの借入金に対する利払い（25年度30百万円（24年度62百万円））については、全額、政府からの利子補給金を充てた。

（寄託原資の調達状況等）

（単位：百万円）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
寄託額	1,400	1,400	1,690	1,400	880	580
うち政府出資金	500	1,100	1,600	1,400	880	580
うち長期借入金	648	－	－	－	－	－
うち手持ち資金（公庫からの償還金）	252	300	90	－	－	－
借換額	2,843	2,626	599	4,047	1,483	761
長期借入金残高	14,194	14,166	12,590	11,063	9,055	6,890
利払い費用	149	162	153	108	62	30

【中期計画】
(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。

【年度計画】
(5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。

◇(7) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討
　Ａ：取り組みは十分であった
　Ｂ：取り組みはやや不十分であった
　Ｃ：取り組みは不十分であった

【事業報告】
（農業信用保険業務）
□　「農業信用保険業務あり方検討会」を21年３月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について、24年度までに11回、検討を行ってきたところであり、25年度からの第３期中期目標においても、「引き続き検討を行う」とされたところである。25年度においては、26年３月に検討会を開催し、
①　農業資金については、農業経営は自然条件に左右されること、生産サイクルが長く低収益であること等の特性から民間による保証の事例は殆ど無いこと
②　農家経済安定資金については、農業経営と生活が一体不可分の関係であることから、農業経営の特性により、民間による保証では十分対応できない部分があり、これらを補完する観点で民間との棲み分けが行われていること
から、今後とも役割分担を図りながら対応していく必要がある。さらに農業の競争力強化、所得倍増などの政策が掲げられる中で、６次産業化の推進、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進など、農業・農村地域の活性化を図る上で益々農業信用保証保険制度への期待が高まると考えられることから、対象資金を狭めるのは適当ではないとされ、引き続き検討を行うこととした。

（漁業信用保険業務）
□　「漁業信用保険業務あり方検討会」を21年３月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について、24年度までに５回、検討を行ってきたところである。25年度においては、26年３月に検討会を開催した。
　検討会の取りまとめにおいては、
漁業信用保険業務については、政府の交付金助成措置による低位な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはない。しかしながら、今後とも漁業経営の動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえた見直しに努めることとされた。
　なお、本件については、第３期中期目標において、「引き続き、検討を行う」こととされており、漁業信用保証保険制度が中小漁業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。

A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第１－２ 信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入（農業信用保険業務） 【中期計画】 農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 検討に当たっては、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理及びシステム構築等を計画的､着実に行う。 【年度計画】 農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理を行うとともに、借入者の信用リスク定量化の課題・手法等について、農業信用基金協会を交えた検討会において、検討を行う。	○２　信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入(農業信用保険業務) Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：信用リスクに応じた保証・保険料率の速やかな導入に向け、計画的に実施するための、必要な取組みの洗い出しやスケジュールの検討、関係者との連携は適切に実施されているか。 【事業報告】 □　具体的な導入に向けた課題・手法等について、基金協会の参事・事務局長クラスを構成員とした全国専門部会で専門的な見地から引き続き検討した。25年度における検討状況は以下のとおり。 ・25年４月24日　全国専門部会において農業者等のデータ収集や実務的な課題について議論。 ・　６月　「農業資金の保証引受審査時の徴求資料等について」各基金協会に照会・取りまとめ。 ・　８月27日　全国専門部会において25年度のスケジュール、検討の方向性について検討し､検討方向のたたき台として取りまとめ。 ・　９月　「信用リスクに応じた保証・保険料率の導入について（検討方向のたたき台)」に係る意見等について各基金協会に照会・取りまとめ。 ・　10月30日　全国専門部会において「信用リスクに応じた保証・保険料率導入の方向性（案)」及び「導入スケジュール（案)」を取りまとめ。 ・　11月22日　事業・組織問題検討会(基金協会の役員クラス）において全国専門部会における検討経過を報告、前記取りまとめ(案）について了承。 ・　12月　「信用リスクに応じた段階別保証・保険料率の導入等に係る実態調査」を３協会で実施、農業資金の引受審査の現状把握や意見交換等を行った。 ・　12月26日　全国常勤役職員会議(基金協会の役職員クラス）において全国専門部会及び事業・組織問題検討会での検討経過を報告、同取りまとめ（案）について了承。 ・26年３月17日　全国専門部会においてスコアリング評価に使用する財務データ・非財務データの項目について議論。 以上のような検討経過を踏まえ、26年度においても引き続き、スコアリング評価手法等について検討を行うこととしている。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第１－３
業務運営体制の効率化</td><td>○３　業務運営体制の効率化
【評価結果】
指標の総数：２
評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点
評価Ａの指標数：１×２点＝　２点
評価Ｂの指標数：１×１点＝　１点
評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点
評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点
合　　計　　３点
（３/４＝７５％）</td><td>B</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。

【年度計画】
(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</td><td>◇(1) 組織体制・人員配置の見直し
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：定期的に効率的な業務実施のための組織体制・人員配置の見直しの検討が実施され、必要に応じて適切に見直しが実施されているか。

【事業報告】
□　幅広い業務に対応できる人材育成を図るため部門を超えた人事配置等を進めるとともに、職員の効率的な配置を踏まえて、必要に応じて非常勤職員を雇用することとしている。
21年度以降の新規採用者にあっては、採用から概ね２～３年後には他部門へ異動させることとしている。

□　日常の業務及び研修等による資格取得や能力向上に努め、適性の見極めを通じて専門家等の育成に配慮することとしている。

□　中期計画期末の常勤職員の見込み（113名）を踏まえ、業務体制、職員の年齢構成及び退職予定数等を勘案して人員を配置した（25年度新規採用は３名）。

【特記事項】
□　部門を超えた人事配置については、人材育成（幅広い業務の知見を吸収することによる質の向上等）及び業務の効率化等への観点からも対象の拡大の検討が必要。</td><td>B</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

【年度計画】
(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。
ア．養成研修
・新規採用研修
・一般職員研修
・課長級研修
イ．能力開発研修
・専門研修
ウ．法令遵守意識啓発研修</td><td>◇(2) 研修の効果的実施
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：効果的な研修を実施するため、理解度等の把握に努めているか。

【事業報告】
□　25年度は以下のとおり研修計画を策定し、研修を効果的に実施した。
<table><tr><th>種別</th><th>内容</th><th>対象</th></tr><tr><td>養成研修</td><td>階層別に必要な基礎知識を習得</td><td>採用者、一般職員、課長級別に実施</td></tr><tr><td>能力開発研修</td><td>業務に必要な専門的知識の習得</td><td>研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講</td></tr><tr><td>法令遵守意識啓発研修</td><td>コンプライアンス</td><td>全役職員必須</td></tr></table></td><td>A</td></tr>
</table>

（研修実施状況）

年度	種別	内容	対象者	受講者数
25	養成（階層別）	採用者研修（１日間）※１	採用者等	５名
		業務システムの概要（半日×２回）	採用者等	６名
		財務会計（会計基礎）（半日）※１	採用者等	５名
		事務ミス防止研修（半日）※２	補佐・一般職員	４３名
		顧客対応研修（半日）※２	補佐・一般職員	２７名
	能力開発	債権管理・回収の実践（３日）	各部被推薦者	１名
		会計担当者実務（３日）		２名
		給与システム、給与実務（各１日）		各１名
	法令遵守意識啓発研修（半日）		全役職員	－

※１　無償により実施したもの　　※２　新たに実施したもの

□　上記のほか、農業信用保険業務が実施した「保証審査実務担当者研修会」「求償権管理回収等事務研修会」に各11名、３名が受講した。

□　研修の実効性の確保及び今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容か否かを確認し、研修が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資するよう検証を行っている。
　この結果､業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られている。また、実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用の節減も考慮している。

□　研修により職員の能力向上を図り、勤務実績等を踏まえた適材適所の人事配置に努めている。

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第１－４
経費支出の抑制</td><td>○４　経費支出の抑制
【評価結果】
指標の総数：４
評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点
評価Ａの指標数：４×２点＝　８点
評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点
評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点
評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点
合　　計　　８点
（８/８＝１００％）</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15％以上の節減を行う。

【年度計画】
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。</td><td>◇(1) 一般管理費の削減度合
〔平成25年度～28年度までの指標〕
平成25年度＝15％×1/5
平成26年度＝15％×2/5
平成27年度＝15％×3/5
平成28年度＝15％×4/5
Ａ：達成度合が90％以上であった
Ｂ：達成度合が50％以上90％未満であった
Ｃ：達成度合が50％未満であった
〔平成29年度の指標〕
平成29年度＝15％×5/5
（平成29年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Ａが100％以上、Ｂが70％以上100％未満、Ｃが70％未満とする。）

【事業報告】
□　一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）は３億35百万円であり、24年度予算対比で42.5％の削減（削減目標３％）となった（24年度決算対比では18.7％の削減となった）。
（単位：百万円）
<table><tr><th rowspan="2">区　分</th><th>24年度
予算(A)</th><th>25年度
決算(B)</th><th>増減率
(B－A)÷A</th><th colspan="2">(参考)</th></tr><tr><th>24年度決算
(C)</th><th>増減率
(B－C)÷C</th></tr><tr><td>一般管理費</td><td>582</td><td>335</td><td>△ 42.5%</td><td>412</td><td>△ 18.7%</td></tr></table>
□　公益法人等に対する会費の支出については、公表対象となる年間10万円以上の支出はなかった（24年度も公表対象の支出なし）。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
・　役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。

【年度計画】
③　役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。</td><td>◇(2) 役職員のコスト意識の徹底
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：削減目標の策定やその実行に取り組まれているか。

【事業報告】
□　役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、担当理事が参加する定例会（毎月開催）において、予算の執行状況や年度中の執行の見通し、決算状況を説明し、周知を図った。

□　支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」の第９回会合を25年６月28日に開催し、24年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、25年度の取組目標の設定について検討を行った。
25年度取組目標については職員掲示板に掲示することにより、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図った。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
・　業務実施方法を見直す。

【年度計画】
④　外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。</td><td>◇(3) 業務実施方法の見直し
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：効率的な業務の実施のため、業務の見直し、事務改善等に取り組まれているか。

【事業報告】
□　財務会計システムの保守業務に係る契約期間について、25年度から従来の１年から２年の複数年へ変更しており、引き続き単年度当たりの経費支出について抑制を図った（削減額63千円／年）。</td><td>A</td></tr>
</table>

【中期計画】 ・　予算執行状況の期中管理を徹底する。 【年度計画】 ①　部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。	◇(4)　予算の適正な執行管理 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに、業務計画や過去の支出実績等を勘案して予算執行見込みを策定し、部署別の予算配分を行った。 　また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じて予算執行見込みの見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第１－５ 人件費の抑制	○５　人件費の抑制 【評価結果】 指標の総数：３ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：３×２点＝　６点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　６点 （６/６＝１００％）	A
【中期計画】 (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 【年度計画】 (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	◇(1) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：政府における総人件費削減の取組が示された場合は、同様の取組が実施されているか。 【事業報告】 □　24年度に引き続き、特例減額を実施した。 ・実施期間：24年４月分給与～26年３月分給与 ・実施内容：俸給月額（▲9.77％等）等の減額 □　国の給与改正に準じ、55歳以上の職員について、26年１月から昇給を抑制した。	A
【中期計画】 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。 【年度計画】 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	◇(2) 対国家公務員地域・学歴別指数の適正化に向けた取組 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　24年度に引き続き、特例減額を実施した。 ・実施期間：24年４月分給与～26年３月分給与 ・実施内容：俸給月額（▲9.77％等）等の減額 □　国の給与改正に準じ、55歳以上の職員について、26年１月から昇給を抑制した。 □　国家公務員の地域手当に相当する特別都市手当の抑制 ・国家公務員18%（18年度以降５年間で６%引き上げ） ・信用基金　10%（25年４月１日～　８%→10% ） □　25年度のラスパイレス指数（地域別・学歴別）は、97.0となった。	A
	◇(3)　対国家公務員地域・学歴別指数の対外的説明 Ａ：説明は十分であった Ｂ：説明はやや不十分であった Ｃ：説明は不十分であった 【事業報告】 □　信用基金のホームページで公表している（24年度分は25年６月28日に公表）。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第１－６
業務実施体制の強化</td><td>○６　業務実施体制の強化
【評価結果】
指標の総数：６
評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点
評価Ａの指標数：６×２点＝１２点
評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点
評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点
評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点
合　　計　　１２点
（１２/１２＝１００％）</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。

【年度計画】
内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</td><td>◇(1) 監事監査結果を踏まえたガバナンスの改善の取組
Ａ：監事監査に係るガバナンスの改善取組は十分であった
Ｂ：監事監査に係るガバナンスの改善取組はやや不十分であった
Ｃ：監事監査に係るガバナンスの改善取組は不十分であった
留意事項：理事長のリーダーシップの下、速やかに改善取組策が講じられ、実行されているか。また、適切に進捗管理されているか。

【事業報告】
□　内部統制の取り組みに関する監事監査結果の主な所見事項と対応状況
内部統制に対する取り組みとして、法人の長たる理事長のマネジメントに関する取り組み（信用基金のミッションや運営方針に係る役職員への周知、役員懇談会等による意思決定等）やコンプライアンスの向上、組織規程等諸規程の整備、事業評価分析の実施、諸リスクに対する委員会によるモニタリング等実施してきているところである。
25年10月の定例監査（期中監査）においては、「内部統制若しくは内部管理に係る総括部署の設置等による所掌の明確化、信用基金を取り巻くリスク全体についての洗出し・評価を行う必要性」が監事の所見として指摘された。これに対し「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）において金融業務型独法に対するガバナンスの高度化として「リスク管理のための内部規程整備、統合的リスク管理のための委員会設置、業務執行やリスク管理を監視する内部組織の設置」が見直し事項となったため、この見直しを行うにあたり、監事監査指摘についても併せて対応することとした。

（監事監査の実施状況）
<table><tr><th></th><th colspan="2">定例監査</th></tr><tr><th></th><th>期末監査</th><th>期中監査</th></tr><tr><td>実施期間</td><td>25年４月～25年６月</td><td>25年10月～25年12月</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>現物実査立会
予備調査、本調査
ディスカッション
（理事長等、会計監査人）</td><td>現物実査
予備調査、本調査
事務室等実査
外部委託先往査
ディスカッション
（理事長等、会計監査人）</td></tr><tr><td>監事監査報告書等</td><td>25年６月に信用基金ホームページにて公表。
（財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を理事長及び主務大臣に提出。）</td><td>25年12月に中間とりまとめを理事長へ提出。</td></tr></table>（１）上記定例監査の他に、役員懇談会その他重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧等による日常監査を受けている。また、内部監査部署との打ち合わせも定例的に実施されている。
（２）26年３月に、理事長との意見交換を経て、法令等の遵守、内部統制等を重点項目とする26年度監事監査計画が作成され、職員へ周知された。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(1) 内部監査の充実
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

【年度計画】
(1) 内部監査の充実
業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に</td><td>◇(2) 内部監査チェックリストの整備
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：内部監査チェックリストは、対象業務の業務上のリスク等を踏まえ、適宜、見直しが実施されているか。

【事業報告】
□　内部監査の実施に当たり、事前に監査項目毎にチェックリストを整備し、効果的な実施を図っている。
25年度においては、以下の監査についてチェックリストの検討・見直しを行った。
①　漁業災害補償関係業務（25年７月実施）
②　現物実査及び預金・有価証券・借入金残高確認（25年11月実施）</td><td>A</td></tr>
</table>

実施する。 　また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。	③　総務課及び人事課業務（25年11月実施） ④　漁業信用保険業務（26年１月実施） ⑤　情報セキュリティ及び保有個人情報の管理状況（26年２月実施） □　上記チェックリストの整備に加えて、「⑤情報セキュリティ及び保有個人情報の管理状況」について、無通告の内部監査を実施し、内部監査の実効性の向上を図った。	
	◇(3) 内部監査における要改善事項のフォローアップの実施 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：要改善事項のフォローアップは、改善状況、改善内容等ついても適切に検証されているか。 【事業報告】 □　26年３月において、前年度に実施した内部監査で改善指摘をした林業信用保証業務及び契約に関する事務についてフォローアップを行った結果、指摘事項に対する改善措置が講じられていることを確認した。 　また、改善指摘に対する被監査部室の対応が遅延することのないよう、被監査部室との意見交換を密に行い、フォローアップの進捗管理に努めた。	A
【中期計画】 (2) 内部統制機能の強化 ア　業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。 【年度計画】 (2) 内部統制機能の強化 ア　業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。 　特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。	◇(4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：組織・業務に係るコンプライアンス上の課題・問題点を把握し、コンプライアンス計画に適切に反映した上で、取り組まれているか。 【事業報告】 □　役員又は職員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするための職員専用情報サイトの３本の窓口「コンプラホットライン」（以下①～③参照）を常時開設して対応した。 　25年４月から26年３月までの相談・通報等はなかった。 ①　法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】 ②　職員個人情報の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】 ③　業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】 □　25年度コンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンスの推進に計画的に取り組むとともに、取組状況のチェック及びフォローを行った。 　また、外部有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を開催（25年９月・26年３月）し、コンプライアンス・マニュアル等（Ｑ＆Ａ集含む）の改正、及び次年度のコンプライアンス・プログラムの策定等について審議した。 ①　コンプライアンス・マニュアル等（Ｑ＆Ａ集含む）の改正（25年９月・26年３月） 　内容の拡充を図るために、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス・マニュアル等の改正案を審議し、承認された改正版を信用基金全役職員にメール送信して周知徹底を図った。 ②　新規採用職員研修会（25年４月） 　研修会開催に際し、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した印刷物を配布し説明を行い、コンプライアンスの取組のための周知を行った。 ③　コンプライアンス研修（25年11月・26年１月） 　外部より講師を招き、下記のとおり研修を実施した。 　25年11月　コンプライアンス研修・個人情報保護及び情報セキュリティ対策研修 　26年１月　事務ミス防止研修・顧客対応研修（養成研修として、一般職員、補佐クラス向けに実施） ④　コンプライアンス・チェックの実施（26年２月） 　コンプライアンス・チェックを実施し、その分析結果をコンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス改善策を提案するとともに、承認されたコンプライアンス改善策を次年度のコンプライアンス・プログラムに反映させた。 ⑤　情報セキュリティ対策自己点検（25年４月） 　信用基金が保有する情報資産の取扱いの基本方針及び対策を定めた情報セキュリティ規程に基づき、毎年度１回行うこととされている保有情報資産のセキュリティ対策実施状況の自己点検を、最高情報セキュリティ責任者の指示により全職員が実施し、その実施結果を情報化推進委員会に報告した。 ⑥　保有個人情報の管理状況のチェック（25年４月） 　信用基金が業務上保有する個人情報及び職員個人情報の保護と適正な利用方法を定めた個人情報取扱規程に基づき、毎年４月に保有個人情報管理	A

	チェックリストにより行うこととされている保有個人情報のアクセス権限を有する者等による管理状況についての点検を、保有個人情報を管理する保護管理者４名により実施し、その実施結果を個人情報管理委員会に報告した。 ⑦　諸規程改正時のメール送信等（25年４月～26年３月） 諸規程の改正変更等について、役職員に周知するためメール送信及び職員専用情報サイトに掲載した。	
【中期計画】 イ　業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。 【年度計画】 イ　業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。	◇(5) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　監事監査、内部監査及び会計監査人監査並びに事務リスク自主点検において指摘等された事項及び改善事項となったものの改善状況を点検項目に入れ、以下のリスク管理の観点から、25年９月に事務リスク自主点検を行った。 1)　事務の適正執行の担保（事務リスク） (1) 決裁手続きが適正か（決裁権者の決裁を得て、事務を進めているか）。 (2) 事務規程に則し、事務を行っているか。 (3) 法人文書管理規則に基づき、適切に事務処理が行われているか。 等について、下記①～③の業務等に係る稟議書、契約書、金銭消費貸借証書等の書類点検等を行った。 ① 農業信用保険、漁業信用保険、林業債務保証の契約締結 ② 農業・漁業災害補償関係業務の基本契約書の締結 ③ 農業、林業及び漁業の融資資金の貸付、管理及び回収 2)　内部統制強化のための法令遵守リスク（不正の防止） 以下の業務等に係る稟議書、契約書等の書類点検と重要文書・郵便切手等の保管状況の確認等を行った。 (1) 年度計画の届出、重要文書等の保管 (2) 物品購入等の契約に関する事務 (3) 登記事項の保管 (4) 郵便切手等の金庫内保管 12月17日開催の業務改善委員会において、上記の点検結果をもとに改善策の検討を行い、その結果を理事長に報告した。 □　その他諸リスクへの対応 25年度においても、業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報化推進委員会、個人情報管理委員会、余裕金運用委員会、契約監視委員会等のモニタリング等を実施し、また、監事監査や会計監査人監査により、会計処理の合理性、業務の運営・執行の正当性、効率性等についてチェックを行い、結果について理事長に報告した。 □　大規模災害発生時の対応取組の強化 首都圏直下型地震等の大規模災害が発生し、信用基金の機能に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合を想定して、業務を円滑に継続するための対応計画、業務継続のための執行体制や執行環境等を定めるため、「大規模災害発生時対応計画」（21年12月策定）を廃止し、「業務継続計画」を26年３月に策定した。	A
【中期計画】 ウ　役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。 【年度計画】 ウ　目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。	◇(6) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：目標管理を取り入れた人事評価制度の定着に向けた取組や業務遂行のインセンティブ向上への効果について、国の取組を参考としつつ、適切に実施されているか。 【事業報告】 □　目標管理の導入による人事評価制度については、24年４月から実施している。 人事評価の方法については、能力評価（判断力、業務への取組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標の策定等）並びにこれらを総合した総合評価により実施し、直属の課長等による一次評価の後に、理事・部長等による不均衡等調整を経て、理事長が最終評価することとし、人事評価制度が信用基金の公正、効率的な業務運営等に資することとしている。 □　役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程・役員退職手当規程に基づき、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を勘案して支給している。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第１－７ 評価・分析の実施及びその結果の業務運営への反映 【中期計画】 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を理事長のリーダーシップの下、着実に業務運営に反映させる。 【年度計画】 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	○７　評価・分析の実施及びその結果の業務運営への反映 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　事業ごとに客観的な立場から評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、評価分析を実施しているが、第３期中期計画に合わせ、25年７月に事業評価分析実施要領を一部改正して、評価項目の見直しと、評価分析の実施時期を年３回から年４回（４月・７月・10月・１月）に変更したところである。 また、各部署における中期計画・年度計画の進捗・執行状況については、各期の評価分析結果をもとに企画調整室が確認し、必要に応じ該当部署と協議を行い、同分析結果に反映している。 この評価分析結果については、理事長、理事者等が参加する役員懇談会において意見交換が行われ、今後の対応方針等を理事長が最終決定し、決定事項については職員へ通知し信用基金全体で共有している。 □　７月・10月・１月の期中評価分析結果については各々８月20日・11月13日・２月12日の役員懇談会に提出し、審議後、結果を職員へ通知した。	Ａ

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第１－８ 　情報セキュリティに配慮した取組の実施による業務運営の効率化及び情報セキュリティ対策の向上	○８　情報セキュリティに配慮した取組の実施による業務運営の効率化及び情報セキュリティ対策の向上 【評価結果】 指標の総数：２ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：１×２点＝　２点 評価Ｂの指標数：１×１点＝　１点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　３点 （３/４＝７５％）	B
【中期計画】 (4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。 ア　政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るＰＤＣＡサイクルを構築するための取組を推進する。 【年度計画】 (4) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。 ア　政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策の実施状況自己点検を引き続き実施し、点検結果について改善措置等のフォローアップを実施する。	◇(1) 政府機関における対策を踏まえた情報セキュリティ規程等の見直し及び情報セキュリティ対策に係るＰＤＣＡサイクルの構築 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：情報セキュリティ対策に係るＰＤＣＡサイクルを規程等に定めて取り組まれているか。 【事業報告】 □　第２期中期計画中に、情報システムの管理に関する基本規定の整備を行い(Plan)、その規定に基づき実行(Do)をしているが、25年４月10日にPDCAサイクルの点検段階として、情報セキュリティ対策自己点検を行い、その点検結果について分析のうえ、25年12月の情報化推進委員会に報告し、個別に改善の必要があった者には改善を促した。 □　26年３月より、情報セキュリティの確保に資するため、LANパソコンにおけるUSBメモリ等の利用を規制した。 □　情報セキュリティ対策の向上を図るため、「情報セキュリティ及び保有個人情報の管理状況」について、26年２月に無通告の内部監査を実施した。 【特記事項】 □　25年４月に実施したPDCAサイクルの点検段階としての情報セキュリティの自己点検結果について、情報推進委員会への報告及び改善の必要があった者への注意が12月となっている。同委員会への速やかな開催による情報セキュリティの確保に努める必要。	B
【中期計画】 イ　緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。 　特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。 【年度計画】 イ　緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。 　特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	◇(2) 主務省との連絡体制の整備及び情報セキュリティ上の課題に係る情報交換 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：主務省との連絡体制は、実効性のあるものとして整備され、必要に応じた見直しが実施されているか。 【事業報告】 □　農林水産省金融調整課・財務省政策金融課と信用基金システム管理課との間で、情報セキュリティに関する緊急時の連絡先を交換した。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第１－９ 　業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 【中期計画】 　　主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 【年度計画】 　　主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。	○９　業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 　　Ａ：取り組みは十分であった 　　Ｂ：取り組みはやや不十分であった 　　Ｃ：取り組みは不十分であった 　　留意事項：主要な情報システムの整備に当たっては、コスト削減や調達における透明性確保等に取り組んでいるか。 【事業報告】 □　各業務において、以下のとおり情報システムの整備を行い、コスト削減や調達における透明性確保に努めた。 （農業信用保険業務） □　農業信用保険業務においては、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年２月26日付け24農畜機第4699号）が制定され、25年度から畜産特別資金として「畜産経営改善緊急支援資金」が保険対象資金として追加されることとなり、これに対応するための関係プログラムの修正及び各種マスタの追加・変更を実施した。 　　なお、上記の件については、一般競争入札を25年５月９日に実施し、プログラム修正開発業者と25年５月15日付けで契約締結を完了した。 （林業信用保証業務） □　林業信用保証業務においては、情報系システムの中の一次格付判定モデルにより信用格付を行っているが、当該一次格付判定モデルについては、前回チューニングから５年が経過し、その間の国内情勢の変化などにより、財務情報の傾向値に変化が生じ、信用格付の分布と倒産確率にずれが見られるようになったため、格付判定精度の維持・向上により信頼性を高めることを目的として25年９月に最新のデータに基づき、プログラム修正を行った。なお、実施業者は、公募により選定した。 （漁業保証保険業務） □　漁業保証保険システムを稼働するサーバ等について、システムの安定稼働を図るため25年度中に更新を行った。 　　なお、調達に当たっては、25年12月25日に一般競争入札を実施、落札者を決定した。また、新サーバ等へのシステム移行作業についても、25年12月26日に一般競争入札を実施、落札者を決定した。	Ａ

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第１－10
調達方式の適正化

【中期計画】
調達に係る契約については､｢独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて｣(平成21年11月17日閣議決定)及び国における取組(｢公共調達の適正化について｣(平成18年８月25日付け財計第2017号財務大臣通知)) 等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

【年度計画】
調達に係る契約については､｢独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて｣(平成21年11月17日閣議決定)及び国における取組(｢公共調達の適正化について｣(平成18年８月25日付け財計第2017号財務大臣通知)) 等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</td><td>○10　調達方式の適正化
【評価結果】
指標の総数：４
評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点
評価Ａの指標数：４×２点＝　８点
評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点
評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点
評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点
合　　計　　８点
（８/８＝１００％）</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(1) 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。

【年度計画】
(1) 随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施する。</td><td>◇(1)　随意契約見直し計画に基づく一般競争入札等の着実な実施
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった

【事業報告】
□　25年度に締結した契約は、件数で12件、金額65百万円で、契約方式別にみると、全て一般競争入札等となっている。
（単位：件、百万円）<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">一般競争入札等</th><th colspan="2">随意契約</th><th colspan="2">合　計</th></tr><tr><th></th><th></th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">25年度</td><td>実績</td><td>12</td><td>65</td><td>－</td><td>－</td><td>12</td><td>65</td></tr><tr><td>構成比</td><td>100%</td><td>100%</td><td>－</td><td>－</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table>注１．少額随意契約除く。
注２．一般競争入札等については、企画競争、公募を含む。

□　この12件の応募者数は１者が５件、２者が１件、３者が３件、４者が２件、６者が１件であった。
一般競争入札等に係る応札者数調べ　（単位：件）<table><tr><th>区分</th><th>応札者数</th><th>１者</th><th>２者</th><th>３者</th><th>４者</th><th>５者以上</th><th>合計</th></tr><tr><td>25年度</td><td>件数</td><td>5</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>12</td></tr></table>一般競争入札等に係る落札率調べ　（単位：件）<table><tr><th>区分</th><th>落札率</th><th>100%</th><th>90%台</th><th>80%台</th><th>70%台</th><th>60%台</th><th>50%台</th><th>40%台</th><th>30%台</th><th>20%台</th><th>合計</th></tr><tr><td>25年度</td><td>件数</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>1</td><td>12</td></tr></table>□　一者応札・応募解消の改善策として、毎年予定されている契約及び実施時期が明らかな契約について、24年度より事前公表を実施しており、25年度においても信用基金ホームページの｢契約関連情報｣に掲載を行った(25年５月28日)。
また、入札等公告の際に仕様書等も併せて掲載し、利便性の向上を図った。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

【年度計画】
(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施さ</td><td>◇(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった

【事業報告】
□　契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもって構成し、契約案件について、真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うもので、その構成委員名、議事結果については、信用基金ホームページで公表している。

□　契約監視委員会については､年１回以上開催することとしており､26年２月19日に開催した。</td><td>A</td></tr>
</table>

れているか、随意契約の理由が妥当か等契約の適正な実施を図る。	その際、委員から、①仕様書について随時見直しを行うこと、②入札から履行までの期間が短い案件については極力公告時期を早め、業務等準備期間を十分に確保すること、③公告周知方法の改善策として、他法人の事例を参考にして各業界団体へ声をかけることについて検討すること等について提案があった。 □　契約審査会は、総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、随意契約（少額随意契約及び公募して行う随意契約を除く）の審査を行うものである。なお、25年度においては検討対象とすべき契約案件がなかったため、契約審査会の開催実績はない。	
【中期計画】 (3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 【年度計画】 (3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。	◇(3) 取組状況の公表 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える契約について、信用基金ホームページで公表した。 （公表する契約） 工事又は製造・・・・・・予定価格250万円 財産の購入・・・・・・・予定価格160万円 賃貸・・・・・・・・・・予定価格 80万円 その他の役務・・・・・・予定価格100万円 □　20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画（22年４月公表）に基づく契約状況のフォローアップについては、毎年度実施しており、25年度においても信用基金ホームページで公表した（25年８月30日）。	A
【中期計画】 (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。 【年度計画】 (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	◇(4) 監事及び会計監査人による監査の実施 Ａ：実施した Ｃ：実施しなかった 【事業報告】 □　下記監査において、契約の適正な実施についてチェックを受けている。 （監事による監査の実施） □　25年３月に改正された監事監査規程に基づき監査を受けている。 契約に関する文書は、監事監査規程第12条に基づき、決裁文書を施行前に回付することにより､契約の適切性等について事前チェックを受けている(予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く)。 このほか、定例監査（期末監査（25年4月～6月）及び期中監査（25年10月～12月））において、契約の適切性についてチェックを受けている。 （会計監査人による監査の実施） □　会計監査人による期中監査（25年10月２日～11日、26年２月３日～７日及び３月３日～７日）、理事長等とのディスカッション（25年11月25日）及び期末監査（26年４月４日及び５月19日～６月13日）が実施された。 ①　期中監査 各勘定ごとに25年４月から26年２月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。 また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的統制及び業務処理統制について検証が行われたが、指摘はなかった。 ②　期末監査 資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての残高確認が行われ、実在性が確認された。 また、各勘定ごとに26年３月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第２－１ 事務処理の迅速化 【中期計画】 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 【年度計画】 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。	○１　事務処理の迅速化 【評価結果】 指標の総数：４ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：４×２点＝　８点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　８点 （８/８＝１００％）	A
【中期計画】 (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を５％以上短縮し、以下の標準処理期間内に案件の85％以上を処理する。 ア　保険通知の処理・保険料徴収　37日 イ　保険金支払審査　25日 ウ　納付回収金の受納　29日 エ　保証審査　７日 オ　代位弁済　135日 カ　貸付審査 農業長期資金　償還日と同日付貸付 農業短期資金　月３回(５のつく日) 農業災害補償　４日 林業　３日 漁業長期資金　償還日と同日付貸付 漁業短期資金　８日 漁業災害補償　４日 【年度計画】 (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の85％以上を処理する。 ア　保険通知の処理・保険料徴収　37日 イ　保険金支払審査　25日 ウ　納付回収金の受納　29日 エ　保証審査　７日 オ　代位弁済　135日 カ　貸付審査 農業長期資金　償還日と同日付貸付 農業短期資金　月３回(５のつく日) 農業災害補償　４日 林業　３日 漁業長期資金　償還日と同日付貸付 漁業短期資金　８日 漁業災害補償　４日	◇(1) 標準処理期間内における事務処理の達成度 Ａ：目標値（85％）の達成度合いは100％以上であった Ｂ：目標値（85％）の達成度合いは70％以上100％未満であった Ｃ：目標値（85％）の達成度合いは70％未満であった 留意事項：標準処理期間を超過した案件がある場合には、その要因分析を実施し、必要に応じて改善に取り組まれているか。 【事業報告】 □　標準処理期間内の事務処理について、25年度は以下のとおりであり、全て目標の85％を達成した。 （処理状況）　（単位：件） 区分 / 平成25年度 / 全処理件数（A） / 標準処理期間内の処理件数（B） / 標準処理期間内の処理割合（B÷A） 農業信用保険業務 / 保険通知の処理・保険料徴収 / 69,267 / 69,036 / 99.7% 保険金支払審査 / 1,533 / 1,533 / 100.0% 納付回収金の受納 / 70,444 / 70,444 / 100.0% 農業長期資金の貸付審査 / 73 / 73 / 100.0% 農業短期資金の貸付審査 / 54 / 54 / 100.0% 林業信用保証業務 / 保証審査 / 1,372 / 1,245 / 90.7% 代位弁済 / 68 / 68 / 100.0% 貸付審査 / 42 / 42 / 100.0% 漁業信用保険業務 / 保険通知の処理・保険料徴収 / 49,004 / 49,004 / 100.0% 保険金支払審査 / 187 / 183 / 97.9% 納付回収金の受納 / 10,410 / 10,410 / 100.0% 漁業長期資金の貸付審査 / 318 / 318 / 100.0% 漁業短期資金の貸付審査 / 7 / 7 / 100.0% 農業災害補償関係業務 / 貸付審査 / 5 / 5 / 100.0% 漁業災害補償関係業務 / 貸付審査 / 15 / 15 / 100.0%	A

【中期計画】 (2) 農業・漁業の信用基金協会(以下「基金協会」という。)等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 【年度計画】 (2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。	◇(2) 基金協会等との情報の共有、意見調整（農業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：利用者の利便性向上を図るため、事務処理の迅速化に資する取組となっているか。 【事業報告】 □ 保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（167件）（24年度193件）。なお、当該協議のうち、東日本大震災に対処するための資金に係る保証要綱等の制定・改正の協議を４件実施した（24年度13件）。 □ 各県の資金需要、保証利用状況、保証推進体制等についての現況把握と情報の共有を図るため、10月から11月にかけて５協会と現地協議を実施した（24年度５協会）。 □ 大口保険引受対象案件等に関する情報の共有 ・ 大口保険引受対象案件（320件（条件変更含む））について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度357件）。このうち、大口保険引受に係る基金協会との対面での協議は、22件であった（24年度12件）。 ・ 大口保険引受対象案件等に係る経営状況及び期中管理等について、信用基金が基金協会からのヒアリングを通じて、事故防止に関する認識の共有化を図るため、９月から11月にかけて13協会で現地協議を実施した（24年度11協会）。 □ 大口保険金請求対象案件の事前協議 ・ 大口保険金請求対象案件（23件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度21件）。このうち、基金協会との対面での協議は、３件であった（24年度５件）。 ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等についての認識の共有に努めることにより、基金協会の適切な代位弁済の実施を図っている。 □ 求償権に関する情報の共有 現地協議において、保険金残高が１千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過について､信用基金が基金協会からのヒアリングを通じて、回収向上に関する認識の共有化を図るため、９月から11月にかけて９協会で現地協議を実施した（24年度８協会）。	A
	◇(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整（漁業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：利用者の利便性向上を図るため、事務処理の迅速化に資する取組となっているか。 【事業報告】 □ 大口保険引受対象案件の事前協議 ・ 大口保険引受対象案件（81件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度58件）。このうち、大口保険引受に係る基金協会との対面での協議は、15件であった。 ・ 大口保険引受対象案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用している。 ・ 大口保険引受対象案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより､基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。 □ 大口保険金請求対象案件の事前協議 ・ 大口保険金請求対象案件（48件）について、基金協会からの提出資料によりすべて事前協議を実施した（24年度33件）。 ・ 大口保険金請求対象案件の代弁事前協議審査に係る情報の共有、意見調整については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めている。 □ 求償権に関する情報の共有 基金協会から、25年３月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、25年度においても13協会で現地協議を実施した（24年度12協会）。	A
【中期計画】 (3) 専決権限の弾力化、意思決定や	◇(4) 業務処理の方法の見直し Ａ：取り組みは十分であった	A

業務処理の方法の見直しを行う。 【年度計画】 (3) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。	Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：事務の効率化・迅速化のため、業務処理の検討・見直しの取組みが実施されているか。 【事業報告】 □ 各業務において、制度の改正等に合わせ、利用者の手続面での負担軽減となるよう、取り組んだ主な事項は以下のとおりである。 （農業信用保険業務） ・ 中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様、基金協会において同法の趣旨を踏まえた対応が図られるよう、信用基金における審査について弾力的に行う旨、「農業者等に対する金融円滑化の取組の推進について」を基金協会宛に通知し、事務処理が円滑に行われるよう対応した(25年４月12日付け施行)。 ・ 12月に経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）から「経営者保証に関するガイドライン」が公表されたことに伴い、基金協会に対して同月19日に同ガイドラインの周知を図るため文書による連絡を行った。さらに、１月と２月には同ガイドラインへの当面の事務対応や留意事項について連絡を行い、引受審査がスムーズにできるよう対応した。 ・ 「東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の特例に関する政令」の一部改正により、農業信用保証保険法に係る特例措置の適用期間が「平成25年３月31日まで」から「平成27年３月31日まで」延長されたことに伴い、農業融資資金貸付要領の特例を定める要領（短期資金貸付調整基準特例）の適用期間を「平成25年10月末日まで適用」から「平成27年３月貸付分まで適用」に変更し、代位弁済がスムーズに行われるよう対応した(25年８月７日付け施行)。 （林業信用保証業務） ・ 25年度の東日本大震災復旧緊急保証を実施するに当たり、予算成立日に「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」の一部改正を行い、東日本大震災復旧緊急保証の引受審査がスムーズにできるよう対応した。 （漁業信用保険業務） ・ 23年５月に第１次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」に係る保証を、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、25年度も引き続き、大口保証に係る事前協議については、保証決定予定日まで１ヵ月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた（25年３月19日付け施行)。 ・ 東日本大震災により事務所の流出、崩壊等によって取扱要領に定める代位弁済請求資料を整えることが出来ない金融機関において基金協会の事務の円滑化を図る観点から25年度も引き続き代位弁済請求資料の簡素化等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた（25年３月21日付け施行)。 （業務共通） ・ 25年10月より信用基金内部の規程の制定・改廃手続きについて決裁前に企画調整室へ説明するルールを設け､改正内容を職員情報サイトへ掲示し、全役職員へメールで通知することで周知を図った。	

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第２－２
情報の提供・開示</td><td>○２　情報の提供・開示
【評価結果】
指標の総数：６
評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点
評価Ａの指標数：６×２点＝１２点
評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点
評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点
評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点
合　　計　　１２点
（１２/１２＝１００％）</td><td>A</td></tr>
<tr><td>【中期計画】
(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

【年度計画】
(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。</td><td>◇(1) ホームページ等による情報開示の充実
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：開示する情報の内容や開示する手段について、検討が行われ、適切な開示が実施されているか。

【事業報告】
□　ホームページの更新を99回行った。主な内容は下記のとおり。
<table><tr><th>区分</th><th>事　項</th><th>掲載日</th></tr><tr><td rowspan="4">25年度</td><td>「東日本大震災に関する情報」を更新</td><td>5月22日、6月11日、7月4日</td></tr><tr><td>「独立行政法人農林漁業信用基金」（パンフレット）を更新</td><td>8月1日</td></tr><tr><td>「農業信用保証保険制度のご案内」（パンフレット）を更新</td><td>9月20日</td></tr><tr><td>「林材業の業況動向調査（平成25年度上期・下期）の結果」を公表</td><td>7月24日、12月27日</td></tr></table></td><td>A</td></tr>
<tr><td></td><td>◇(2) 迅速な情報の提供（１週間以内の更新）
Ａ：情報提供は全て１週間以内に実施された
Ｂ：情報提供は概ね１週間以内に実施された
Ｃ：情報提供は１週間以内に実施されなかった

【事業報告】
□　公表すべき情報は、下記のとおりすべて１週間以内に掲載した。
<table><tr><th>区分</th><th>事　項</th><th>基準日</th><th>掲載日</th></tr><tr><td rowspan="9">25年度</td><td>「役員の状況」の変更</td><td>4月1日</td><td>4月4日</td></tr><tr><td>「職員の給与及び退職手当の支給の基準」の変更</td><td>4月1日</td><td>4月4日</td></tr><tr><td>「財務諸表等　平成24年度」の掲載</td><td>6月24日</td><td>6月24日</td></tr><tr><td>「農林水産省独立行政法人評価委員会による評価　平成24年度及び第２期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」の掲載</td><td>9月4日</td><td>9月4日</td></tr><tr><td>「財務省独立行政法人評価委員会による評価　第２期中期目標期間及び平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果」の掲載</td><td>9月17日</td><td>9月17日</td></tr><tr><td>「平成23事業年度評価結果の主要な反映状況」の掲載</td><td>9月18日</td><td>9月18日</td></tr><tr><td>「役員の状況」の変更</td><td>10月1日</td><td>10月1日</td></tr><tr><td>「職員の給与及び退職手当の支給の基準」の変更</td><td>1月1日</td><td>1月6日</td></tr><tr><td>「職員の給与及び退職手当の支給の基準」の変更</td><td>4月1日</td><td>3月31日</td></tr></table></td><td>A</td></tr>
<tr><td></td><td>◇(3) ホームページのアクセス分析の実施
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：ホームページのアクセス分析の結果については、必要に応じホームページにおける情報開示の改善に反映されているか。

【事業報告】
□　25年度のホームページアクセス件数（トップページに最初に訪れた件数）は、72,876件(24年度57,888件)であった。
なお、利用者からの要望、意見等はなかった。</td><td>A</td></tr>
</table>

○アクセス件数　　（単位：件）

区分	24年度 (A)	25年度 (B)	増減 (B／A)	(参考) 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アクセス件数	57,888	72,876	125.9%	53,574	61,469	81,596	55,062	55,211

【年度計画】
(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したＰＲ活動の推進などの情報提供に取り組む。

A

◇(4) 各業務における情報提供
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：各業務の利用者ごとに実施されているか。

【事業報告】
□　各業務における関係機関への情報提供の主なものは以下のとおりである。

（農業信用保険業務）
・　６月に信用基金の農業部門の保険事業の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成し、基金協会等関係機関へ配布した。
・　９月に農業信用保証保険制度の普及推進に向けて、「農業信用保証保険制度のご案内」（パンフレット）をリニューアルし、基金協会等関係機関へ配布するとともに、ホームページに掲載した。
・　12月に農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめた「農業信用保証保険年報」を発行し、基金協会等関係機関へ配布した。
・　１月に基金協会が行う保証業務と信用基金が行う保険業務、融資業務及び農業信用保証保険制度の参考資料をとりまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を発行し、基金協会等関係機関へ配布した。

（林業信用保証業務）
・　５月に25年度における東日本大震災復旧緊急保証を実施するに当たり、「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」を一部改正し、47都道府県、全相談員、業界関係団体及びすべての約定融資機関に対し書面で周知させるとともに、６月に緊急保証の内容をホームページに掲載した。
・　５月に広く国民一般に対し基金制度を周知するため、農林水産省・林野庁主催の「緑のフェスティバル」に参加し、情報提供に努めた。
・　７月に「林材業の業況動向調査（平成25年度上期）の結果」を、12月に「林材業の業況動向調査（平成25年度下期）の結果」をホームページに掲載した。

（漁業信用保険業務）
・　事業概要をとりまとめた「業務報告書」を作成し、９月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。
・　11月に、漁業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめた「業務統計年報(漁業信用保険業務)」を発行し、基金協会等関係機関へ配布した。

（農業災害補償関係業務）
・　NOSAIイントラネットを活用して、
①７月に信用基金の業務概要について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きや関連諸要領についても掲示した。
②10月に新たに制定した貸付取扱要領を掲示した。
③12月及び26年１月に農業共済団体等（連合会及び組合等）の財務状況調査結果を掲示した。
④３月に信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体他関係機関に配布した。

（漁業災害補償関係業務）
・　業務の概況や貸付・回収状況等をとりまとめた「業務報告書」及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、10月に漁業共済団体、都道府県及び関係機関に配布した。

【中期計画】
(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

【年度計画】
(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホー

A

◇(5) セグメント情報の開示
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった

【事業報告】
□　財務内容等の一層の透明性を確保するため、25年６月28日に信用基金ホームページにおいて、以下の情報を掲載した。
①　財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料

ムページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	②　決算情報について、経年比較や財務分析指標 ③　事業報告書について、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメントごとの財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	
【中期計画】 (4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。 【年度計画】 (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。	◇(6) 就業規則の公表 Ａ：公表した Ｃ：公表しなかった 【事業報告】 □　改正の都度、信用基金のホームページで公表している（最新25年４月１日付）。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第２－３ 意見の収集	○３　意見の収集 【評価結果】 指標の総数：２ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：２×２点＝　４点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　４点 （４/４＝１００％）	A
【中期計画】 (3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。 【年度計画】 (4) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。	◇(1) 利用者アンケート調査等の実施及び業務運営への反映 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：アンケート調査の結果については、必要に応じて業務運営への反映について検討、実施されているか。 【事業報告】 □　各業務における関係機関へのアンケート調査等による意見の収集は以下のとおりである。 （農業信用保険業務） ・　農業信用保険業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を25年６月及び26年３月に開催し、信用基金の24年度決算、26年度年度計画及び業務の現況等について説明を行った。 ・　基金協会を対象に、今後の保証引受動向・保証案件の延滞動向に係るアンケート及び農協別、銀行等別の基金協会保証利用の状況調査を25年11月に実施した。調査結果については、業務推進の参考にするとともに、基金協会等に配布して情報の共有を図っている。 （林業信用保証業務） ・　林業信用保証業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府、都道府県以外の出資者の組織する林業関係中央団体である(一社)全国木材組合連合会等８団体及び農林中央金庫を構成員とする「林業信用保証連絡協議会」を25年８月に開催し、信用基金の業務の現況等について説明し、その後、意見交換を行った。 ・　25年６月及び11月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施した。これは、６月及び11月時点での関係業界における売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び25年度上期（25年４月～25年９月）の実績を把握するとともに、林業信用保証制度等についての意見・要望についても併せて調査したものである。 調査結果については、資金需要に応じた保証拡大に向けての業務の参考にするとともに、信用基金ホームページに掲載するほか、保証利用者、都道府県等に配布して広く情報の共有を図っている。 （漁業信用保険業務） ・　漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聴くために（一社）漁業信用基金中央会、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を25年７月に開催し、24年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。出席者からは、要改善漁協等への対応状況や東日本大震災の被害を受けた漁協の復興の状況等について情報提供があり、意見交換を行い、情報の共有が図られた。 ・　25年９月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、24年度決算や漁業信用保険業務の状況等について説明した。会議では、各基金協会が提言した課題や広域合併等について意見交換を行い、情報の共有が図られた。 （農業災害補償関係業務） ・　農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会等の代表、(公社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を25年６月及び26年３月に開催し、24年度決算、第２期中期目標期間の実績、26年度年度計画（案）等について説明し意見交換を行った。 ・　農業共済団体等の財務状況調査集計に関するアンケートを26年１月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。聴取した改善要望等については、26年度の同調査の作業計画や調査表様式の作成等の参考にしている。 （漁業災害補償関係業務） ・　漁業共済団体に対して共済金支払資金に係る借入実績、借入条件及び漁	A

	業災害補償関係業務についてのアンケート調査を26年１月に実施し、借入実態の把握を行った。取りまとめ結果については、今後の業務の参考にするとともに、２月に共済組合に配布した。	
	◇(2) 苦情への対応・体制の整備 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　25年度に発生した苦情１件について、適切に対応し、26年３月に開催したコンプライアンス委員会において、対応状況を報告した。	Ａ

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第３－１ 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	○１　適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 【評価結果】 指標の総数：６ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：６×２点＝１２点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　１２点 （１２/１２＝１００％）	A
【中期計画】 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。 【年度計画】 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。	◇(1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：保険料率水準の点検に当たっては、過去の実績に基づいた理論値と現状との差を明らかにした上で、実施されているか。 【事業報告】 □　24年11月27日に開催された規制・制度改革委員会の「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた段階別保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、基金協会等関係機関と今後のスケジュールやデータの収集方法などについて協議・検討を行い、25年度からの第３期中期目標期間内の速やかな導入に向けて検討することとした。 □　26年１月及び３月に保険料率算定委員会を開催し、「20年７月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「24年度保険事業実績を加えて算定した理論値」についての比較検証及び信用リスクに応じた段階別保証・保険料率導入の検討経過について報告した。 その結果、農業経営維持資金等において乖離が見られたものの、 ①　畜産関係の特別対策や金融円滑化法による対策の効果と今後の影響を考慮する必要があること ②　現行保険料率は収支均衡料率を前提にしているが、農業者の負担軽減の観点から収支均衡料率までの引上げを行わなかった資金や、料率を据置きとすることにより全体で収支均衡とした経緯もあること から、現段階において保険料率を変更することは適当ではないと考えられるが、段階別保証・保険料率の導入状況を見て引き続き検討することとした。	A
	◇(2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：保険料率水準の点検に当たっては、過去の実績に基づいた理論値と現状との差を明らかにした上で、実施されているか。 【事業報告】 □　26年３月に保証料率算定委員会を開催し、19年の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討をした。 この結果、収支相等を図る上での保証料率の理論値を算出したが、林材業界を取り巻く経営環境や東日本大震災復興支援等の観点を踏まえると、これを実際に適用することは現実的ではなく、被保証者の保証料負担がこれ以上増えないよう、現行の保証料率の体系及び水準を維持することが重要であると判断し、当面は信用保証の需要、代位弁済及び財務状況等の動向を注視していく方向で対応する方針とした。	A
	◇(3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：保険料率水準の点検に当たっては、過去の実績に基づいた理論値と現状との差を明らかにした上で、実施されているか。 【事業報告】 □　26年３月に保険料率算定委員会を開催し、「20年４月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「24年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行った。その結果、	A

① 全体的な傾向としては、理論値保険料率は「20トン以上」の区分で減少し、「その他」の区分で増加しているが、東日本大震災による影響もあり、これが小さくなるまでの間は確定的なものとして判断することが困難であり、引き続き状況を注視する必要があること
② 近年の厳しい経済情勢を背景にした政府全体の経済対策の一環として、水産業経営についても21、22年度に燃油高騰等を背景とした漁業情勢悪化の影響により資金繰りに窮している中小漁業者等に対し漁業緊急保証対策事業が実施され、23年度からは東日本大震災による影響を受けた中小漁業者等に対して、漁業者等緊急保証対策事業が実施されるなど、漁業経営者に対する政府の支援措置等がなされていること
③ 近年の漁業部門の事業収支は黒字基調で推移していること
④ 近年の金融の方向性として、保証人や担保に依存しない融資・保証への取組が推進されており、23年度からの無保証人型漁業融資促進事業、25年度の経営者保証に関するガイドラインに基づく保証の実施などの影響について、今後の分析が必要であること

から、現状において保険料率を引き上げることは適当ではないと考えられ、現時点において保険料率は据え置くこととし、今後とも漁業経営を取り巻く環境の変動に注視しつつ、状況の変化を踏まえた保険料の見直しに努める必要がある。

【中期計画】
なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。

◇(4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増(平成24年度対比1.6%増)(林業信用保証業務)
〔平成25年度～28年度までの指標〕
平成25年度＝▲2.5%
平成26年度＝▲1.4%
平成27年度＝▲0.5%
平成28年度＝0.5%
Ａ：達成度合が90%以上であった
Ｂ：達成度合が50%以上90%未満であった
Ｃ：達成度合が50%未満であった
〔平成29年度の指標〕
平成29年度＝1.6%
(平成29年度の指標は、目標数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合は、Ａが100%以上、Ｂが70%以上100%未満、Ｃが70%未満とする。)

【事業報告】
□ 25年度保証引受累計額は、前年度比で105.6%と増加したが、長期資金の引受が減少していることや期中管理の観点から保証期間を通常より短期化して対応した案件が増加したこと等から、結果的に保証料収入は３億62百万円となり、達成率は93.5%となった(なお、25年度は業務収支の黒字化に向け、代位弁済額の抑制及び求償権回収額の増加等の成果を収めた。)。

(単位：百万円)

	25年度	
	目標	実績
保証料収入額 (達成率)	387	362 (93.5%)

A

【中期計画】
(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

【年度計画】
(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

◇(5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）
Ａ：適切であった
Ｃ：不適切であった

【事業報告】
□ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への融資資金に係る貸付金利については、市中金利の動向等を参考にし以下の利率で貸付を行った。利率は、日本銀行公表の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に２分の１を乗じて得た利率である。なお、貸付金利水準については、業務あり方検討会において検討し、現行水準で据え置くこととした。

(農業信用保険業務)
・長期資金：貸付金利 0.0155%、貸付件数73件
(24年度：貸付金利 0.016 %、貸付件数115件)
・短期資金：貸付金利 0.0125%、貸付件数54件
(24年度：貸付金利 0.0125%～0.016%、貸付件数 58件)

(漁業信用保険業務)
・長期資金：貸付金利 0.013%(１年)、0.0155%(２年)貸付件数318件
(24年度：貸付金利 0.013%(１年)、0.016 %(２年)貸付件数350件)
・短期資金：貸付金利 0.0125%、貸付件数７件
(24年度：貸付金利 0.0125%～0.013%、貸付件数８件)

A

	◇(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務） Ａ：適切であった Ｃ：不適切であった 【事業報告】 □　市中金利等を勘案した金利で貸付を行っている。 ３月以内　　0.3% ３月超６月以内　0.5% ６月超１年以内　0.8%	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第３－２ 引受審査の厳格化等	○２　引受審査の厳格化等 【評価結果】 指標の総数：８ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：８×２点＝１６点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　１６点 （１６/１６＝１００％）	A
【中期計画】 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 【年度計画】 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、事故率の高い資金等の事前協議の対象範囲の拡大について、速やかに基金協会と検討･協議を行う。	◇(1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(農業信用保険業務) Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：事前協議の対象範囲の拡大に当たっては、費用対効果を検証の上、基金協会と連携した検討等が実施されているか。 【事業報告】 □　保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（167件）(24年度193件)。なお、当該協議のうち、東日本大震災に対処するための資金に係る保証要綱等の制定・改正の協議を４件実施した（24年度13件)。 □　大口保険引受対象案件の事前協議 ・　大口保険引受対象案件及び大口保険金請求対象案件に係る基金協会との事前協議について､一層の徹底を図ることとして次のとおり実施している。 ①　19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、農業経営負担軽減支援資金・畜特資金・家畜飼料特別支援資金の対象金額を１億円から５千万円に引下げた。 ②　21年６月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議対象案件として追加した。 ③　19年度より大口保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人５千万円以上、個人３千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律３千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた。 ・　大口保険引受対象案件320件（条件変更含む）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度357件)。このうち、基金協会との対面での協議は22件であった（24年度12件)。 対面に要した日数等は次のとおりである（平均)。 ①　人数：相手方２人、当方３人 ②　１回当たりの協議時間：２時間 ③　１案件当たりの協議回数：１回～2回、その後、電話、書面及び電子メールにより協議 ・　事前協議については、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件事前協議320件（条件変更含む）のうち、取り下げが11件となった（24年度15件)。 □　部分保証の実施 ・　大口保険引受対象案件事前協議279件(条件変更除く)のうち部分保証の対象となる(新)大家畜特別支援資金４件､畜産経営改善緊急支援資金20件、農業経営負担軽減支援資金１件について、部分保証が的確に実施されていることを確認した（24年度は、(旧)大家畜特別支援資金54件、(旧)養豚特別支援資金２件、農業経営負担軽減支援資金３件)。なお、24年度は、(旧)大家畜特別支援資金及び(旧)養豚特別支援資金の貸付期間の最終年度であり、借換対象資金の残高借換えがあったため、当該資金の大口保険引受対象案件事前協議の件数が例年に比べ多くなっている（当該資金は、毎年の約定償還金の借換資金を融通するものであるが、貸付期間の最終年度に限り、残高一括借換えが認められている。)。 □　大口保険事前協議対象の拡大への取組 ・　26年３月に開催した全国専門部会（基金協会の参事・局長クラスを構成員）において、資金別・引受金額規模別の事故率・保険収支について分析を行い、今後、事前協議の対象範囲の拡大について引き続き検討を行うこととした。 □　大口保険金請求対象案件の事前協議 ・　大口保険金請求対象案件（23件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度21件)。このうち、基金協会との対面での協議は、３件であった（24年度５件)。 ・　事前協議においては、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行っている。	A

	◇(2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(漁業信用保険業務) Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：事前協議の対象範囲の拡大に当たっては、費用対効果を検証の上、基金協会と連携した検討等が実施されているか。 【事業報告】 □　大口保険引受対象案件の事前協議 ・　大口保険引受対象案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり実施している。 ①　借換緊急融資資金については、19年度から保証額が業種別の基準額の２分の１を超えるものとした。 ②　20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金については、信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することとした。 ・　大口保険引受対象案件（81件）について、基金協会からの提出資料又は対面によりすべて事前協議を実施した（24年度58件）。このうち、基金協会との対面での協議は15件であった。 ・　事前協議については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受対象案件81件のうち、保証条件が変更された案件は、２件であった。 ・　大口保険引受対象案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用している。 ・　大口保険引受対象案件事前協議について､保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の一月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、25年度も引き続き、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう１ヵ月を切る案件においても協議の受付をする旨を25年３月に基金協会に通知した。 □　大口保険事前協議対象の拡大への取組 ・　大口保険引受対象案件の事前協議の対象範囲の拡大について、平成25年９月～11月に開催された基金協会ブロック会議（全国５会場）にて、基金協会、水産庁等と検討・協議を行うことを各基金協会理事長ほかに説明した。これを受けて、平成26年２月及び３月に、「事故率の高い資金等の事前協議の対象範囲の拡大」について（一社）漁業信用基金中央会及び水産庁と検討・協議を開始している。 □　大口保険金請求対象案件の事前協議 ・　大口保険金請求対象案件（48件）について、すべて事前協議を実施した（24年度33件）。 ・　事前協議においては、記載事項の検証や代位弁済の妥当性や回収見込み等について審査を行っている。	A
【中期計画】 (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。 【年度計画】 (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。	◇(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：効果的な研修を実施するため、理解度等の把握に努めているか。 【事業報告】 （農業信用保険業務） □　外部講師（協同セミナー専任講師）による保証審査実務担当者研修会を東京都のコープビルにて９月19日～20日の２日間にわたり実施（参加者：基金協会職員45名。参加率77％（36協会等／47協会等））した。研修内容は、担保評価の実務であり、アンケートによる満足度は90%であった。 □　外部講師（弁護士）等による求償権管理回収等事務研修会を東京都のコープビルにて10月３日～４日の２日間にわたり実施（参加者：基金協会の職員45名。参加率は83％（39協会／47協会））した。研修内容は、①保証債務の履行に当たっての留意点、②求償権回収の事例研究、③基金協会における求償権回収の取り組みであり、求償権回収の事例研究ではグループ討議を取り入れたこともあり、満足度99％であった。 □　これらの研修については、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。 （漁業信用保険業務） □　基金協会及び信用基金の職員を対象として、（一社）漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を26年２月に東京都で開催した。研修内容は経営者保証のガイドラインへの対応等であり、参加者は基金協会職員53名、参加	A

	率98％（41協会／42協会）であった。また、研修内容等についてアンケート調査を実施したところ、満足度は98％であった。なお、基金協会のニーズも高く、研修の継続希望もあることから、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。	
【中期計画】 (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。 【年度計画】 (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。	◇(4) 信用基金の相談機能の強化 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 （農業信用保険業務） □　電話等により随時、基金協会からの保証保険に関しての相談に対応し、主要相談件数は47件であった（24年度57件）。 □　現地協議・個別協議を以下のとおり実施した。 ①　大口保険引受案件等についての経営状況及び期中管理等を把握するため、基金協会との現地協議を９月から11月にかけて13協会で実施した（24年度11協会）。 ②　保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため基金協会との現地協議を９月から11月にかけて９協会で実施した（24年度８協会）。 ③　上記①、②のほか、基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議については延べ18協会実施した（24年度延べ17協会）。 （林業信用保証業務） □　25年度も引き続き、東日本大震災復旧緊急保証等について保証課内で相談窓口を常時開設するほか、保証審査に関する研修等による職員の資質向上、現地訪問の際に直接相談を受けるなど相談機能の強化に努めた。 （漁業信用保険業務） □　大口保険引受案件（81件）について基金協会と事前に個別協議を実施し、引き続き、信用基金の相談機能の強化を図っている。 □　保険金の支払・回収については、求償権の管理・回収の強化等を図るため現地協議を７月から８月にかけて13協会で実施した（24年度12協会）。 また、基金協会の申し出に基づく基金協会との個別協議については延べ６協会実施した（24年度延べ６協会）。	A
【中期計画】 (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。 【年度計画】 (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。	◇(5) 引受審査の厳格化の取組（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：財務状況を的確に判断するための審査基準等を明確化して実施されているか。 【事業報告】 □　保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近３年分、継続利用の者は直近５年分、更に必要に応じて試算表徴求）を詳細に分析するとともに信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価している。 さらに、定性要因として、林業・木材産業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・融資機関の融資姿勢などの要因の分析を厳格に行っている。 これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った（全体の審査件数1,800件、うち審査協議件数466件。この結果、保証審査による減額等93件（20.0％）25年度実績）。	A
	◇(6) 優良事業体への保証利用促進の働きかけ等の取組（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　現地調査の際に訪問した融資機関（10店舗）に対し、保証利用促進のための働きかけを行っている。また、関係団体等主催の制度説明会（７回）への出席時に利用促進の働きかけを行った。	A
	◇(7) 金融機関との情報共有への取組（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった	A

	【事業報告】 □　保証審査時に融資機関への照会を行ったり、バンクミーティング（４回）が開催される際には積極的に参加するなどして､情報共有を図るよう努めた。	
	◇(8) 専門家を交えた経営診断・指導等の実施（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 【事業報告】 □　債権者集会に出席した際に、再生支援協議会や融資機関と協調し、場合によってアドバイスを行った（６回）。また、現地調査の際に、企業に対してアドバイスを行った。	Ａ

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第３－３ モラルハザード対策	○３　モラルハザード対策 【評価結果】 指標の総数：３ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：３×２点＝　６点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　６点 （６/６＝１００％）	A
【中期計画】 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 【年度計画】 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。	◇(1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討 （農業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：モラルハザード防止対策の拡充の検討は、業務収支や保険事故率の現状や将来見通し等を踏まえ、検討されているか。 【事業報告】 □　モラルハザード対策として、19年度より農業経営負担軽減支援資金、畜特資金について借入者の負債比率に応じた部分保証を導入し、また、家畜飼料特別支援資金についても20年度から70％の部分保証を導入した。 さらに、25年度から貸付けが行われている(新)大家畜特別支援資金、(新)畜産経営改善緊急支援資金について、借入者の負債比率に応じた部分保証を導入したところである。 □　25年度はこれらの資金について計168件の部分保証を実施した（24年度354件）。 □　25年度においては、26年３月に「農業信用保険業務あり方検討会」を開催し、モラルハザード防止対策について検討した。その結果、基金協会において収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証や事故率の高い資金を中心に代位弁済時に金融機関に対して出資等の負担を求めるペナルティ方式を導入するなど、かなりの対策が講じられているが、中期目標において、「モラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施する」こととされているため、保険収支動向等を注視しながら引き続き検討していくこととした。	A
	◇(2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討 （漁業信用保険業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：モラルハザード防止対策の拡充の検討は、業務収支や保険事故率の現状や将来見通し等を踏まえ、検討されているか。 【事業報告】 □　金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の５～15％を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入している。 加えて、20年４月から経営安定資金に部分保証（保証割合80％）を導入したところである。 □　25年度は、24年度に引き続き経営安定資金の保証引受はなかった。 □　25年度においては、26年３月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード対策の効果等の検討を行った。検討の結果、漁業部門の収支は黒字基調で推移しており、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されること、水産業経営については原油・魚粉の価格の上昇等により不安定な状況が続いており、更なる措置を講ずることは漁業者への円滑な融資の阻害につながることが懸念されることから、現在講じているモラルハザード対策を着実に実施することとし、今後とも保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き、部分保証の拡充等のモラルハザード対策について検討していく。	A
【中期計画】 (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	◇(3) 部分保証の拡充等収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務） Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：部分保証の拡充については、業務収支や代位弁済比率の現状	A

【年度計画】 (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。	や将来見通し等を踏まえ、検討されているか。 【事業報告】 □ 原則として部分保証の対象資金、新規・増額案件で部分保証が妥当と判断される案件、同額・減額更新案件で財務内容等の悪化により100%保証から部分保証へ移行させることが妥当と判断される案件等について、引き続き、部分保証の拡充等に取り組んでいく。 □ 25年度は、保証引受1,380件のうち、315件について部分保証を実施した(24年度保証引受1,359件のうち部分保証277件)。	

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第３－４ 求償権の管理・回収の強化等	○４　求償権の管理・回収の強化等 【評価結果】 指標の総数：５ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：５×２点＝１０点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　１０点 （１０/１０＝１００％）	A
【中期計画】 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 【年度計画】 (1) ア．回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を速やかに実施する。 イ．平成25年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては2,833百万円、林業信用保証業務においては343百万円、漁業信用保険業務に446百万円をそれぞれ見込む。	◇(1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務） Ａ：設定した目標が達成された Ｂ：設定した目標が概ね達成された Ｃ：設定した目標が達成されなかった 【事業報告】 □　25年度の回収金収入の目標28億33百万円に対し、25年度の収入実績は28億48百万円であり、達成率は100.5%となった。 （単位：百万円） 区分 / 25年度 目標 2,833 / 25年度 実績 2,848 (100.5%) / (参考)24年度 目標 3,075 / (参考)24年度 実績 2,910 (94.6%) □　９月から11月にかけて９協会で現地協議を実施し、保険金残高が１千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過について基金協会からのヒアリングを行い、回収強化を働きかけた（24年度８協会）。 □　求償権管理回収助成 ・　基金協会の求償権が568億円（24年度末）となり、その回収が喫緊の課題となっていることから、回収等の実績に応じ各基金協会に交付しているところである（25年度28百万円）。 ・　近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本助成金を基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権管理回収におけるインセンティブを高める効果が期待される。	A
	◇(2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務） Ａ：設定した目標が達成された Ｂ：設定した目標が概ね達成された Ｃ：設定した目標が達成されなかった 【事業報告】 □　25年度の求償権回収収入の目標３億43百万円に対し、25年度の収入実績は５億12百万円であり、達成率は149.3%となった。これは、求償権回収計画に対して、ＰＤＣＡ活動を展開し、随時、担保物件の任意売却を進め、かつ、サービサーへの強力な働きかけを行い進捗状況を確認しながら取り組んできたことによるものである。 （単位：百万円） 区分 / 25年度 目標 343 / 25年度 実績 512 (149.3%) / (参考)24年度 目標 377 / (参考)24年度 実績 339 (89.8%) （単位：百万円） 区分 / 回収総額（A） 512 / うちｻｰﾋﾞｻｰ回収額（B） 41 / ｻｰﾋﾞｻｰ委託経費（C） 14 / ｻｰﾋﾞｻｰによる回収割合（B／A） 8.0% / 経費率（C／B） 34.0%	A

◇(3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）　A

Ａ：設定した目標が達成された
Ｂ：設定した目標が概ね達成された
Ｃ：設定した目標が達成されなかった

【事業報告】

□　25年度の回収金収入の目標４億46百万円に対し、25年度の収入実績は９億36百万円であり、達成率は209.7％となった（24年度収入実績に対する25年度収入実績は131.5％）。これは、主に震災県において回収金が増加した事が要因である。

（単位：百万円）

区　分	25年度		(参考)24年度	
	目標	実績	目標	実績
回収金収入（達成率）	446	936 (209.7%)	1,050	712 (67.8%)

□　求償権を有する38の基金協会から、25年３月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、25年度においても７月以降に求償権回収方針や求償債務者の現況等について、13協会で現地協議を実施した（24年度12協会）。

□　求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合（25年度は71％）に満たない基金協会を対象に、求償権回収の進捗に係る個別協議を25協会で実施した（24年度27協会）。

□　回収奨励金

回収奨励金は前年度の回収金額に対して、一定率で各基金協会に交付している。25年度の交付額は24年度の回収金額が23年度より約４億円減少したことから、約14百万円となり、前年度より約７百万円減少した。

◇(4) サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務）　A

Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：回収委託基準の明確化に当たり、費用対効果の検証を適切に実施されているか。

【事業報告】

（費用対効果の検証について）

１　現状

信用基金においては、融資機関と管理業務委託契約をしていることから、代位弁済後は融資機関と連携して求償権の回収促進を図っている。通常は２～３年の間で回収可能（預金相殺、担保処分、破産配当等）な先を優先的に回収した後、担保処分が長期化、債務者・連帯保証人との回収交渉が難航している先を中心に、サービサーへ委託している。

２　サービサー活用による費用対効果の検証

23､24年度のサービサーによる回収実績から費用対効果を検証したところ、下記のとおりとなり、サービサーを活用する方が費用に対して効果の方が高いことが判明した。

①　サービサー活用による回収実績は､全体の回収金額の13％程度である。しかしながら、「１　現状」で述べたとおり、回収可能な先を優先的に回収した後の回収促進であり、直近23、24年度でみるとサービサーへの支払金額以上の回収金額が確保されている。

②　サービサーを活用しないで信用基金の職員が担当した場合の24年度コスト試算では、20百万円を要し、サービサー支払費用13百万円を上回る経費であることが判明した。

③　その他､サービサーを活用することにより管理課業務の効率化､また､キメ細かな活動により主債務者、連帯保証人に対する面談、交渉を実施し、実態把握と時効の中断を図ることができ求償権の管理面での強化に繋がる。

サービサー回収額と支払費用の実績

（単位：百万円）

区　分		23年度	24年度
全体の回収金額	A	413	339
うちサービサーの回収金額	B	35	44
全体に対する回収率	B / A	8%	13%

うちサービサーの回収金額	B	35	44
サービサーへの支払費用	C	12	13
純回収金額	B － C	23	31

（回収委託基準の明確化）
□　上記の費用対効果検証結果及び過去の回収実績(代位弁済後５年目までは、毎年度、求償権残高に対して１％以上の回収実績があるが、６年目以降は極端に下落する等）を踏まえて、サービサーを効果的に活用するため、次のとおり求償権の回収委託基準を明確化するとともに、委託期間（原則２年間）及び委託解除基準（回収額が、委託時求償権残高に対して１％あるいは20万円に満たない債権を原則委託解除とする）を設け、26年３月６日付けで「求償権の回収委託に関する実施要領」を改正した。

・　求償権取得から５年以内の期間で債権回収が見込まれる先で、以下の①または②のいずれかに該当するものとする。

①　求償権に係る債務者または保証人が非協力的等の理由で弁済が進まない先で、債権回収の実現のために債務者または保証人に対する弁済交渉の頻度を増やすことや、法的手続の実施が必要な先

②　不動産担保等の資産処分が完了しておらず、具体的な処分計画が策定出来ていない先で、回収の実現のために早急な任意処分交渉の実施や法的手続の実施が必要な先

【年度計画】
(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

◇(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

Ａ：確実に徴収した
Ｂ：徴収はやや不十分であった
Ｃ：徴収は不十分であった
留意事項：定められた期限に約定どおり徴収されているか。

【事業報告】
（農業信用保険業務・漁業信用保険業務）
□　基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収している。

（林業信用保証業務）
□　徴収漏れ等が生じないよう、経理課と連携しながら、毎月の徴収予定案件の確認をしている。

（単位：百万円）

		25年度
農業信用保険業務	保険料	3,469
	貸付金利息	9
漁業信用保険業務	保険料	1,042
	貸付金利息	4
林業信用保証業務	保証料	362

A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第３－５
代位弁済率・事故率の低減</td><td>○５　代位弁済率・事故率の低減
【評価結果】
指標の総数：３
評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点
評価Ａの指標数：３×２点＝　６点
評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点
評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点
評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点
合　　計　　６点
（６/６＝１００％）</td><td>A</td></tr>
<tr><td rowspan="3">【中期計画】
２及び３の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94％以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12％以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15％以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

【年度計画】
代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</td><td>（単位：千円、％）
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　分</th><th>第３期中期目標</th><th colspan="3">25年度末</th></tr>
<tr><th>代位弁済率
・事故率</th><th>今期引受額</th><th>今期代弁・支払額
（今期引き受けた案件のみ）</th><th>代位弁済率
・事故率</th></tr>
<tr><td rowspan="3">代弁率・事故率</td><td>事故率</td><td>農業</td><td>0.12%以下</td><td>376,081,218</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>代位弁済率</td><td>林業</td><td>2.94%以下</td><td>34,122,400</td><td>114,210</td><td>0.33%</td></tr>
<tr><td>事故率</td><td>漁業</td><td>1.15%以下</td><td>84,927,799</td><td>10,000</td><td>0.01%</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>◇(1)　農業信用保険業務における事故率
Ａ：設定した目標の達成度合が100％以上と見込まれる
Ｂ：設定した目標の達成度合が70％以上100％未満と見込まれる
Ｃ：設定した目標の達成度合が70％未満と見込まれる
（中期目標期間中に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額
／（中期目標期間中に保険引受した額×保険補填率（70％））

【事業報告】
□　25年度末における事故率は、0.00％であった（目標値：中期目標期間中に0.12％以下）。</td><td>A</td></tr>
<tr><td>◇(2)　林業信用保証業務における代位弁済率
Ａ：設定した目標の達成度合が100％以上と見込まれる
Ｂ：設定した目標の達成度合が70％以上100％未満と見込まれる
Ｃ：設定した目標の達成度合が70％未満と見込まれる
（中期目標期間中に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額
／中期目標期間中に保証引受した額）

【事業報告】
□　25年度末における代位弁済率は、0.33％であった（目標値：中期目標期間中に2.94％以下）。

□　代位弁済額114,210千円のうち19,790千円は、(株)東日本大震災事業者再生支援機構の買取対象案件であった。</td><td>A</td></tr>
<tr><td></td><td>◇(3)　漁業信用保険業務における事故率
Ａ：設定した目標の達成度合が100％以上と見込まれる
Ｂ：設定した目標の達成度合が70％以上100％未満と見込まれる
Ｃ：設定した目標の達成度合が70％未満と見込まれる
（中期目標期間中に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額
／中期目標期間中に保険引受した額）

【事業報告】
□　25年度末における代位弁済率は、0.01％であった（目標値：中期目標期間中に1.15％以下）。

□　代位弁済額10,000千円は、宮城産業復興機構の買取対象案件であった。</td><td>A</td></tr>
</table>

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr>
<td>第３－６
　基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収

【中期計画】
　基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

【年度計画】
　基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。</td>
<td>○６　基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：貸付要領等に基づき、審査が適正に行われ、貸付金の回収も約定どおり償還されているか。

【事業報告】
（農業信用保険業務、漁業信用保険業務）
□　基金協会に対する貸付金については、借入申込書・金銭消費貸借証書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。

（農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務）
□　共済団体等に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。
（単位：件、百万円）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">25年度貸付額</th><th colspan="2">25年度回収額</th><th colspan="2">25年度末貸付残高</th></tr>
<tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">農業信用保険業務</td><td>長期資金</td><td>73</td><td>12,231</td><td>178</td><td>24,657</td><td>188</td><td>36,711</td></tr>
<tr><td>短期資金</td><td>54</td><td>541</td><td>57</td><td>673</td><td>27</td><td>188</td></tr>
<tr><td rowspan="3">漁業信用保険業務</td><td>長期資金</td><td>318</td><td>17,915</td><td>318</td><td>17,915</td><td>545</td><td>27,250</td></tr>
<tr><td>短期資金</td><td>7</td><td>956</td><td>7</td><td>811</td><td>3</td><td>511</td></tr>
<tr><td>特別資金</td><td>1</td><td>99</td><td>－</td><td>－</td><td>3</td><td>249</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業災害補償関係業務</td><td>5</td><td>1,780</td><td>6</td><td>1,974</td><td>3</td><td>930</td></tr>
<tr><td colspan="2">漁業災害補償関係業務</td><td>15</td><td>3,550</td><td>25</td><td>5,742</td><td>3</td><td>1,406</td></tr>
</table>
</td>
<td>Ａ</td>
</tr>
</table>

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第３－７ 宿舎の廃止に関する計画の策定及び同計画の履行 【中期計画】 信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。 【年度計画】 信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定する。	○７　宿舎の廃止に関する計画の策定及び同計画の履行 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：入居者の退去等、宿舎の廃止に向けて具体的な取組が計画的に実施されているか。 【事業報告】 □　25年６月20日に職員宿舎廃止に係る実施計画を制定し、宿舎使用者に対し28年３月末までに退去するよう要請した。 □　この実施計画制定に伴い、職員宿舎等貸与規程改正等の整備を行った。これにより、26年３月末までに７名が退去した（26年３月末現在30戸中９戸の利用）。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第４
その他業務運営に関する重要事項

【中期計画】
長期借入金の条件
独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第１項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号）第196条の11第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第７条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

【中期計画】
長期借入金の条件
独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第１項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号）第196条の11第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第７条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</td>
<td>○　長期借入金について極力有利な条件での借入れ
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：有利な条件とするための競争性確保に取り組まれているか。

【事業報告】
□　25年６月に既存の長期借入金の償還及び借換え（借入期間４年）を行ったところであり、入札に当たっては、借入金利に加えて借入金額も対象とした「コンベンショナル方式」により極力有利な条件での借入れを図った。
なお、10月に予定していた借換（19億54百万円）に係る入札については、日本政策金融公庫からの返還金により償還が可能であったため、中止した。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">借入時期</th><th rowspan="2">借入金額</th><th rowspan="2">借入利率</th><th colspan="3">（参考）</th></tr>
<tr><th>入札銀行数</th><th>国債利率</th><th>長プラ利率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">24年度</td><td>上期</td><td>借入なし</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>下期</td><td>24.10.15</td><td>1,483百万円</td><td>0.137%</td><td>19社</td><td>0.135%</td><td>1.25%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">25年度</td><td>上期</td><td>25.06.18</td><td>761百万円</td><td>0.225%</td><td>9社</td><td>0.225%</td><td>1.30%</td></tr>
<tr><td>下期</td><td>借入なし</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
（注）1.　国債利率は５年物、残存４年程度。
2.　借入利率は平均借入利率。</td>
<td>A</td></tr>
</table>

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第５－１
　経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組</td><td>○１　経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：第１の「４経費支出の抑制」の評価結果、勘定ごとの当期損益の状況、利益剰余金の発生要因等を踏まえるものとする。

【事業報告】
□　事業費総額（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、82億52百万円の支出であり、24年度予算対比で47.9％の削減となった。一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、３億35百万円の支出であり、支出削減の取組目標の設定や予算執行の適正な期中管理等により24年度予算対比で42.5％の削減となった。

（単位：百万円）
<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">24年度
予算(A)</th><th rowspan="2">25年決算
実績(B)</th><th rowspan="2">増減率
(B－A)÷A</th><th colspan="2">(参考)</th></tr>
<tr><th>24年度決算
(C)</th><th>増減率
(B－C)÷C</th></tr>
<tr><td>事業費</td><td>15,823</td><td>8,252</td><td>△ 47.9%</td><td>8,885</td><td>△ 7.1%</td></tr>
<tr><td>一般管理費</td><td>582</td><td>335</td><td>△ 42.5%</td><td>412</td><td>△ 18.7%</td></tr>
</table></td><td>A</td></tr>
</table>

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

<table>
<tr><th>評　価　項　目</th><th>達　　成　　状　　況</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>第５－２
予算、収支計画及び資金計画の執行管理状況（実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）</td><td>○２　予算、収支計画及び資金計画の執行管理状況（実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）
Ａ：取り組みは十分であった
Ｂ：取り組みはやや不十分であった
Ｃ：取り組みは不十分であった
留意事項：勘定ごとに区分経理されており、勘定間の流用は不可。

【事業報告】
□　当期損益は、法人全体で17億82百万円の当期総利益を計上し、利益剰余金は157億66百万円となった。
これを勘定ごとにみると、農業信用保険勘定では、畜産関係の対策が実施されたこと等により、保険金の支払額が減少基調で推移していることから、政府事業交付金の収益化を加味した業務収支は約20億円の黒字となった。しかしながら、責任準備金について、相当程度の実績データの蓄積に伴い、より精緻な見積りが可能となったため見積り方法の変更を行い、同準備金繰入を41億44百万円計上したこと等により19億51百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。
林業信用保証勘定では、保証債務に係る償還額の増加に伴い保証債務残高が減少したことから、保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、17億77百万円の当期総利益を計上した。これにより、繰越欠損金３億66百万円は解消され、利益剰余金14億11百万円の計上となった。
漁業信用保険勘定では、震災関係の求償債務者の大半が事業継続者であり、事業収入を原資とする回収金が増加したこと等により、政府事業交付金の収益化を加味した業務収支は約９億円の黒字となった。しかしながら、責任準備金について、相当程度の実績データの蓄積に伴い、より精緻な見積りが可能となったため見積り方法の変更を行い、同準備金繰入を12億69百万円計上したこと等により１億46百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。
農業災害補償関係勘定では、退職給付引当金が戻入となったこと及び一般管理費の減少等により、５百万円の当期総利益を計上した。
漁業災害補償関係勘定では、貸付金利息収入の減少等により、４百万円の当期純損失を計上した。このため、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。
この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では100億20百万円、林業信用保証勘定では14億11百万円、漁業信用保険勘定では40億71百万円、農業災害補償関係勘定では１億12百万円、漁業災害補償関係勘定では１億52百万円となった。

（単位：百万円）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>農業信用保険勘定</th><th>林業信用保証勘定</th><th>漁業信用保険勘定</th><th>農業災害補償関係勘定</th><th>漁業災害補償関係勘定</th><th>合　計</th></tr>
<tr><td>当期損益</td><td>－</td><td>1,777</td><td>－</td><td>5</td><td>－</td><td>1,782</td></tr>
<tr><td>利益剰余金</td><td>10,020</td><td>1,411</td><td>4,071</td><td>112</td><td>152</td><td>15,766</td></tr>
</table>

□　林業信用保証勘定において損益計算により生じた利益は、前年度から繰り越した損失をうめ、残額を積立金として計上した。農業災害補償関係勘定において損益計算により生じた利益については、積立金として計上した。なお、両勘定とも目的積立金を計上しなかったが、これは、事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があることによるものである。

□　信用基金における有価証券の運用方針、運用管理体制等は、余裕金運用管理要領（理事長決裁）に基づいて実施しており、主な内容は以下のとおりである。
①　社債に関する投資適格基準は、余裕金運用管理要領で指定する格付機関（以下「格付機関」という。）のすべての格付けがシングルＡマイナス以上とし、１発行体当たりの保有限度額は、各勘定の債券運用総残高の５％相当額以内で、１回１銘柄当たりの取得限度額は５億円を上限。
②　運用役として、10年を超える債券の購入決定は理事長が、それ以外の運用事務を副理事長又は総括理事等が担当。
③　運用役は、保有債券について、毎月末の格付け及び時価並びに変動利付債の利率算定の基礎となる長期金利及び短期金利の水準を確認し、著しい下落のあったものについて必要な対応を検討。
④　余裕金運用委員会（構成：総括理事、財務担当理事等）が運用状況実績を検証。
⑤　早期警戒対応として、運用監理役は、保有債券のうち時価が100円未満又は格付機関のいずれかの格付けがトリプルＢプラス以下の銘柄を対象に、日々の価格及び格付けの動向を確認し、理事長等に報告。
⑥　格付機関のいずれかの格付けがトリプルＢフラット以下の水準になっ</td><td>Ａ</td></tr>
</table>

	たとき、時価が取得価額に比べて５％以上下落したとき又は変動利付債の表面利率に著しい下落があったときは、運用役が必要な対応措置を検討。更に、下落したときは、余裕金運用委員会に理事長及び副理事長の出席を求め、同委員会で必要な対応措置を検討。	

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第６ 短期借入金の限度額 【中期計画】 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 （想定される理由） 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。 【年度計画】 平成25年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	○　中期計画に定めた限度額の範囲内で借入れ Ａ：限度額の範囲であった Ｃ：限度額の範囲を超えた 【事業報告】 （農業災害補償関係業務） □　農業共済団体に対する貸付原資とするため、25年７月に１件、２億円の短期借入れを行った。なお、この短期借入れは、中期計画に定める限度額（1,220億円）の範囲内であった（なお、全額を年度内に償還したことから、３月末の借入金残高はない）。 （漁業災害補償関係業務） □　実績なし。	Ａ

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第７ 　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 【中期計画】 　農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月２日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億８千３百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。 【年度計画】 　農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月２日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億８千３百万円）について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。	○　農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額（123億83百万円）の平成25年12月までの国庫納付 　Ａ：期日までに全額の国庫納付を行った 　Ｃ：期日までに全額の国庫納付が行われなかった 【事業報告】 □「平成23年度決算検査報告」を踏まえ、基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億83百万円）について、基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、25年10月７日に国庫納付した。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第８ 剰余金の使途 【中期計画】 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用。	○　中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 Ａ：得られた成果は十分であった Ｂ：得られた成果はやや不十分であった Ｃ：得られた成果は不十分であった 留意事項：中期計画に定めた使途に剰余金を充てず、他の資金を充てた場合は、得られた成果により評価する。 【事業報告】 □　目的積立金を積み立てていないことから、25年度実績なし。 □　なお、中期計画に定めた使途に係る経費は、一般経費を充てて対応した。 また、得られた成果は、「人材の育成、研修」については第１の３の(2)「研修の効果的実施」を、「情報システムの充実」については第１の９「業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備」を参照。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第９－１ 人員に関する指標 【中期計画】 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。 （参考１） 期初の常勤職員数　113名 （参考２） 中期目標期間中の人件費総額見込み　5,300百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。	○１　人員に関する指標 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：計画的な人員管理となっているか。 【事業報告】 □　中期計画期末の常勤職員の見込み（113名）を踏まえ、業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案した。25年度は３名を採用した。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第９－２ 人材の確保及び養成	○２　人材の確保及び養成 【評価結果】 指標の総数：３ 評価Ｓの指標数：０×３点＝　０点 評価Ａの指標数：３×２点＝　６点 評価Ｂの指標数：０×１点＝　０点 評価Ｃの指標数：０×０点＝　０点 評価Ｄの指標数：０×-1点＝　０点 合　　計　　６点 （６/６＝１００％）	A
【中期計画】 (3) 人材の確保及び養成に関する計画 ①　人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 【年度計画】 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める	◇(1) 専門性を有する人材の確保 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：計画的な人材確保となっているか。 【事業報告】 □　金融機関において資産査定等に精通し融資業務等の経験も有する外部登用者や再雇用職員の専門知識・経験を生かした配置等を行った。外部登用者や再雇用職員は、豊富なキャリアを生かし指導的役割を果たしている。	A
【中期計画】 ②　人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。 【年度計画】 (2) 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。	◇(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：計画的な人材育成となっているか。 【事業報告】 □　同一ポストに長期に在籍する職員に考慮しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。	A
	◇(3) 研修制度の充実 Ａ：取り組みは十分であった Ｂ：取り組みはやや不十分であった Ｃ：取り組みは不十分であった 留意事項：階層に応じ、専門性に配慮した研修が実施されているか。また、理解度等の把握に努めているか。 【事業報告】 □　研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めている。	A

評価単位ごとの評価シート

（○中項目、◇小項目）

評　価　項　目	達　　成　　状　　況	評価
第９－３ 積立金の処分に関する事項 【中期計画】 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。 【年度計画】 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	○３　積立金の処分に関する事項 Ａ：適切に処理された Ｃ：適切に処理されなかった 【事業報告】 □　農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金は、農業信用保険勘定における当期純損失19億51百万円、漁業信用保険勘定における同１億46百万円及び漁業災害補償関係勘定における同４百万円の補てんに充てた。 なお、農業災害補償関係勘定に計上の同積立金については、同勘定が当期純利益５百万円を計上したことから積立金の処分を行っていない。	A